

第3期佐賀県環境基本計画

～明日へとつなぐ“さかの環境”～

平成28年3月

佐賀県

本計画の構成

第1章 基本的事項

はじめに

(計画策定の趣旨 計画の役割 計画の位置づけ 計画期間)

第1節 環境の現状と課題

第2節 佐賀県の目指す姿

第3節 計画実現の主体と役割

第2章 施策の展開方向

第1節 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進

第2節 安全・安心で快適な生活環境の保全

第3節 循環型社会の実現

第4節 多様な自然環境の保全・活用

第5節 環境を考えて行動する人づくり

第6節 環境を考えた地域づくり

第3章 計画の推進・進行管理

1 推進体制

2 進行管理

3 財政的措置

- 目 次 -

はじめに

第1章 基本的事項	1
はじめに	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の対象期間	3
第1節 環境の現状と課題	4
1. 佐賀県の概要	4
2. 環境の現状と課題	5
第2節 佐賀県の目指す姿	6
第3節 計画実現の主体と役割	11
第2章 施策の展開方向	13
第1節 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	15
1. 地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進	15
2. 再生可能エネルギー等の推進	20
第2節 安全・安心で快適な生活環境の保全	22
1. 大気環境の保全	22
2. 水環境・土壌環境の保全	25
3. 玄海原子力発電所周辺環境安全対策	30
4. 化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組	31
第3節 循環型社会の実現	34
1. 循環型社会の形成促進	34
2. 安全・安心な廃棄物対策	36
第4節 多様な自然環境の保全・活用	39
1. 生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～	39
2. 有明海の再生	51
3. 地域環境の保全と再生	53
4. 自然環境の利活用	57
第5節 環境を考えて行動する人づくり	60
1. 環境教育・環境学習等の推進	60
2. 各主体のネットワークによる環境への取組の推進	62
第6節 環境を考えた地域づくり	64
1. 環境情報の充実と発信	64
2. 危機管理体制の充実	65
3. 多様な環境保全の手法の活用	66
4. 環境関連・環境負荷の少ない産業の振興	68
5. 豊かで潤いのある地域づくり	71
6. 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり	75

7. 広域的取組（共同調査研究など）	78
第3章 計画の推進・進行管理	81
1. 推進体制	82
2. 進行管理	82
3. 財政的措置	82

第 1 章

基本的事項

はじめに

1．計画策定の趣旨

佐賀県では、私たちが豊かな環境の恵沢を受け、それを将来の世代に引き継いでいくため、平成 9 年に「佐賀県環境基本条例（以下この章において条例という。）」を制定しました。

この条例に基づき、平成 12 年 3 月、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に進めていくための大綱として「人と自然が共生できる豊かで潤いのあるふるさと佐賀の実現」を目指した「佐賀県環境基本計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、環境に関する施策を推進してきました。

その後、県民協働の視点を強化する観点などから平成 17 年 3 月に改定を行い、さらには、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、安全・安心の観点からも見直しを行い、平成 23 年 10 月に第 2 期計画を策定しました。

第 2 期計画の対象期間が概ね 5 年間であることから、本県の環境に関する状況を踏まえ、引き続き取り組んでいくべき課題や、PM2.5（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化適応策など新たな課題に適切に対応するため、条例の基本理念のもと、第 3 期計画を策定するものです。

微小粒子状物質(PM2.5) 大気中に浮遊している粉じんやばい煙の中でも微小な粒子状（粒径が 2.5 マイクロメートル以下。1 マイクロメートルは 1mm の千分の 1）の物質で、気管を通過しやすく、気管支炎や肺がんなどの健康影響に関わると言われている。

2．計画の役割

佐賀県で佐賀県環境基本計画は、条例第 11 条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」であり、次のような役割を担っています。

- 県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、県政を推進するための環境の面からみた長期的な大綱
- 県民・CSO・事業者・行政など、すべての主体が環境に関する施策・取組を計画、実施する際の指針となるもの

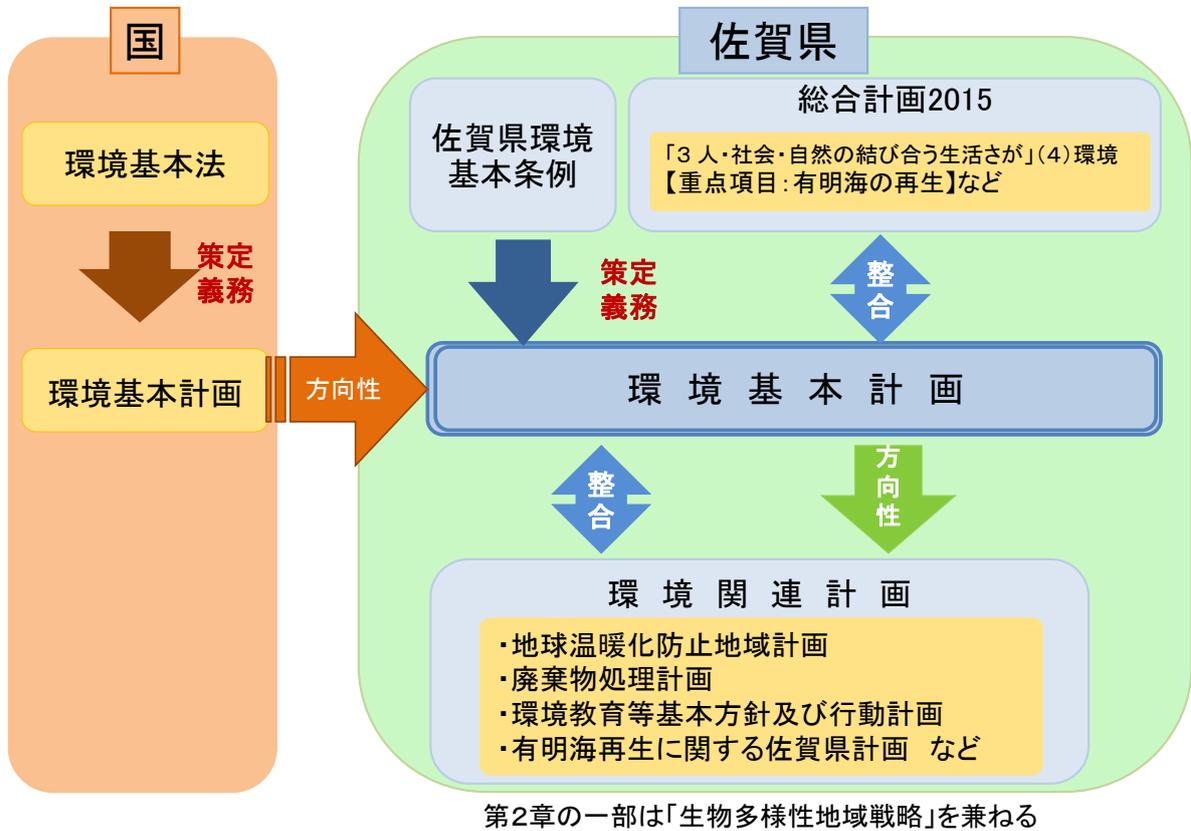
この計画は、県政運営の基本である「佐賀県総合計画 2015」の趣旨を踏まえ、他の分野の基本計画等と連携して環境の面から総合的に推進する必要があります。

なお、本計画の第 2 章第 4 節中、「1. 生物多様性の保全・活用」を、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけています。

CSOとは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含めて「CSO」と呼称している。

3 . 計画の位置づけ

本計画の根拠条例、関連する法律及び本計画と連携する各計画等の関係・位置づけは、次のとおりです。



4 . 計画の対象期間

平成 28 年度から概ね 5 年間とし、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

対象期間 平成 28 年度から概ね 5 年間

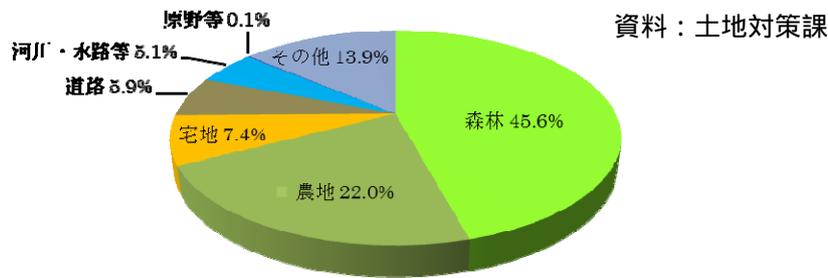
第1節 環境の現状と課題

1. 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,439.67 km²（平成25年10月1日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と2つの海に面しています。東京までの直線距離は約900 km、大阪までは約500 kmであるのに対し、朝鮮半島までは約200 kmならずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林45.6%、農用地22.0%、宅地7.4%、道路5.9%、河川・水路等5.1%、原野0.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が13.9%となっています。全国と比較すると、森林が少なく、農用地が多くなっています。

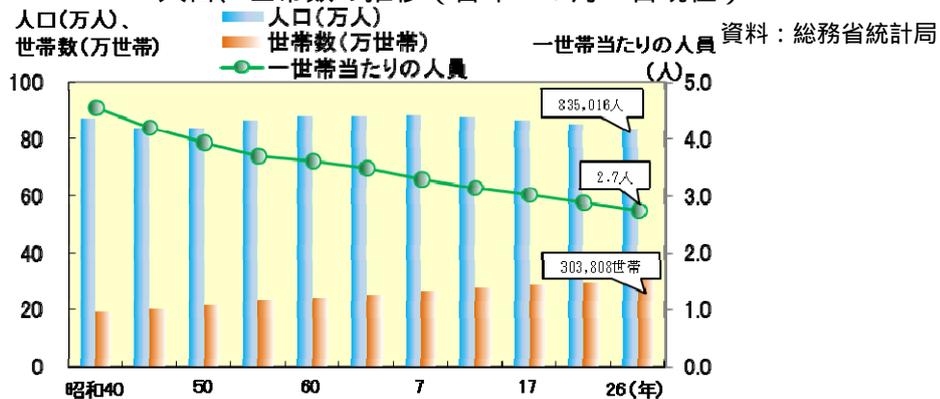
土地利用状況（平成25年10月1日調査）



平成26年10月1日現在の人口は、835,016人（佐賀県人口移動調査）であり、人口密度は342.3人/km²となっています。

また、平成32年の予測人口は、803千人（平成25年3月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。また、近年、一貫して転出超過であり、平成25年における社会減による人口減少は約1,700人となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、15～24歳における転出超過が多く、男性では18歳の県外転出、女性では22歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。

人口、世帯数の推移（各年10月1日現在）



※平成26年…「佐賀県人口移動調査」。それ以外の年…「国勢調査」。いずれも10月1日現在。
 ※一世帯当たりの人員は、総世帯数を基に算定した数値である。
 資料：総務省「国勢調査」、県統計調査課「佐賀県人口移動調査」

本県の県内総生産の業種別内訳は、平成 24 年度において第 3 次産業が 67.1%、第 2 次産業が 29.1%、第 1 次産業が 2.8%となっています。第 1 次産業、第 2 次産業は、全国における構成比より高い状況です。

2 . 環境の現状と課題

佐賀県は、玄界灘、有明海という環境特性の異なる 2 つの海に面し、内陸部は豊かな緑を抱えた山々と肥よくな平野が広がる中に、河川や湖沼が点在するなど、多彩な自然を織り成しており、私たちはその恵みの中で個性的な伝統や文化を育んできました。

本県においては、昭和 45 年頃から事業場から排出される汚水やばい煙等の改善を中心とした公害対策に取り組み、その後、生活排水対策など生活環境の保全を中心とした環境対策を行ってきました。その結果、本県の環境は改善され、概ね良好に維持されています。

第 2 期佐賀県環境基本計画の指標については、住宅用太陽光発電の普及率は全国 1 位を維持し、大気や水などの環境が良好に維持され、佐賀平野のクリークや水路、有明海沿岸などの生物多様性重要地域の選定が進み、未達成項目はあるものの、目標に向かって改善されており、概ね達成したものと考えられます。

しかしながら、近年、廃棄物の適正処理や閉鎖性水域の水質汚濁の防止など従来 of 環境問題に加え、地球温暖化、資源やエネルギー、地域に固有の生態系への影響など地球規模の環境問題、PM2.5 など広域的規模の環境問題への対応が求められています。

こうした環境問題については、資源やエネルギーを大量に消費する事業活動やライフスタイルを転換し、省資源・省エネルギーを基調とした循環型社会の形成に向けた取組を進めるとともに、環境と経済が持続的に向上する持続可能な社会の実現や PM2.5 等の濃度が広域的に高くなり、注意が必要になった場合の迅速な周知が求められています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後の平成 24 年 4 月に閣議決定された第 4 次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を目指すべき持続可能な社会としており、環境施策全般について、この様な観点から見直すことが必要です。

さらに、総合計画 2015 では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、「人・社会・自然の結び合う生活 さが」という政策の柱のもと、環境保全施策として「地球温暖化防止対策の推進」、「生活環境の保全」、「自然環境と生物多様性の保全と活用」、「廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進」等に取り組むこととしています。これら環境保全施策の推進を基本としながら、環境教育等の人づくりや自然環境の利活用を通じて、多彩な佐賀の環境を次の世代へと継承していくことが必要です。

第2節 佐賀県の目指す姿

佐賀県には、玄界灘、有明海という2つの海に面し、内陸部は山々と肥沃な平野が広がる中に、河川やクレークが点在するなど、多彩な自然を織りなし、私たちはその恵みの中で伝統や文化を育んできました。

また、「東よか干潟」及び「肥前鹿島干潟」がラムサール条約湿地に登録されました。このような豊かな佐賀の環境、文化を守り、育んでいくための基盤である「人づくり」を積極的に推進することで、次の世代へ繋げていきたいという想いをこめ、「明日へとつなぐ、“さかの環境”」を第3期環境基本計画のキャッチフレーズとしました。

このキャッチフレーズのもと、佐賀県の目指す姿を実現するための施策を展開していきます。

【第3期環境基本計画のイメージ図】



(参考)

キャッチフレーズで表現する「明日へとつなぐ“さかの環境”」を実現するための施策を構成する要素をイメージとして表したものです。

温暖化対策、大気、水質などの生活環境保全、自然環境保全など環境を保全することを基本としています。そのためには、環境を考えて行動する人づくりが重要なこと、また、人づくりのため、自然環境を利活用しながら環境への関心や理解を深めていくことなど、これらの施策が相互に関連し合うイメージを表しています。

「明日へとつなぐ、”さかの環境“」というキャッチフレーズのもと、低炭素・循環型・自然共生社会の基盤としての安全・安心な環境を確保するとともに、環境の視点から暮らしの豊かさを実現するために、10年程度先を展望した佐賀県の目指す姿を次のとおり設定します。

目指す姿を設定するに当たり、県民の主要な活動である「暮らし」や「産業」と、その舞台や背景となる「まちづくり」「自然」「安全・安心な環境」「参加」に分けて描きます。



省資源・省エネルギー型ライフスタイルが定着しています。

省資源・省エネルギーの意識が県民に定着し、使い捨て型ではなく、繰り返し使える製品が積極的に選択されるなど、環境を前提としたライフスタイルへの転換が進んでいます。

国において、エネルギーミックス 及びエネルギーの利用のあり方が見直され、省エネ型の生活様式が浸透することで、私たちの住む家や公共施設、企業の施設などにおいても省エネルギー型の家電などの導入が進み、地産地消型の再生可能エネルギーを活用したくらしが普及しています。不要になったものも循環資源としての利用が促進されています。

身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています。

まちなかや里山など私たちの身近なところにも昔ながらにアメンボやトンボが見られるなど、自然との共生が保たれ、また、緑にあふれた空間や伝統的なまちなみが溶け込んだ景観は、私たちを楽しませてくれます。

佐賀らしい自然や歴史・文化が県民から愛され、また国内外に広く知られており、そのような自然や歴史・文化が私たちの共有財産として、適切に保全、活用され、地域活性化につながっています。

エネルギーミックス 発電設備にはさまざまな種類（水力、石油火力、石炭火力、LNG（液化天然ガス）火力、原子力、太陽光や風力など）があり、それぞれの特性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性などの観点から電源構成を最適化することを「ベストミックス」または「エネルギーミックス」という。

●まちづくり

快適で持続可能なまちづくりが進められています。

コンパクトな市街地形成、自転車や公共交通機関の利用しやすい災害に強い環境の整備により、「コンパクトシティ プラス ネットワーク」の概念に基づいたまちづくりが進み、買い物や通勤、通学、通院など身近な範囲の移動方法は、自動車から徒歩、自転車や公共交通機関への転換が図られています。

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関がスムーズに接続していることで、誰もが気軽に移動できるようになっています。自動車や自転車などを利用するときは、鉄道駅やバス停周辺等に整備された駐車場や駐輪場などを利用することで、鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行くことができます。

本県は小さな都市が分散していることから、自動車も重要な移動手段であり、いつでも誰でも充電できる基盤整備等と相まって、燃料電池自動車などの次世代自動車の普及が進んでいます。まちなかには単に通過するための自動車は極力入らないように、周辺に整備された道路（バイパスなど）を利用できるようになっており、まちなかの交通渋滞が緩和されています。

エネルギー効率の高い低炭素型の住宅が普及するなど、新築住宅では低炭素型住宅が中心になっています。既存住宅でもリフォームなどにより性能が向上した良質な住宅が増え、また、適切な維持管理によって、長く大切に使われています。

コンパクトシティ プラス ネットワーク
居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携

●産 業

環境・エネルギー関連産業や環境負荷の少ない産業の振興が進み、環境と経済の好循環がうまれています。

環境負荷の低減に寄与する技術が活用され、環境負荷の低減に寄与する産業が発展することにより、環境と経済の好循環が生まれています。

具体的には農林水産業では、石油などのできるだけ頼らない省資源型や、化学肥料や農薬などをできるだけ使用しない環境保全型の農水産業の取組が拡大しています。

また、農山漁村それぞれの地域特性に合わせた再生可能エネルギーの利用がはじまっています。

二次・三次産業では、最先端の技術により製造時、使用時、廃棄時のそれぞれの段階で環境負荷の少ない、付加価値の高いものづくりやサービスが行われています。

海洋エネルギーをはじめとした再生可能エネルギーの導入促進の取組により、関連産業が構築されるとともに、水素・燃料電池などの関連産業が集積しはじめています。

また、低温焼成技術の普及など環境負荷を低減した焼き物の製品化や、家具の廃材など産業廃棄物系バイオマスの利用が促進されています。

電力需給においては、太陽光、風力、水力、海洋エネルギーなどの再生可能エネルギーにより生まれた電力により、県内の消費電力が補われています。

運輸・流通においては、短距離や中距離区間では鉄道や低炭素化の進んだハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車などが利用され、長距離区間では高速鉄道や船舶などが活用されています。

再生可能エネルギー 自然界から起こっている事象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇することのない資源
海洋エネルギー 洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差など海洋空間において利用可能な再生可能エネルギー



佐賀の豊かな自然の保全・再生、利用が図られ、私たちの生活と多様な動植物に潤いを与えています。

脊振山地や多良火山地などの山地、玄界灘や有明海などの沿岸域、広大な佐賀平野とそこに広がる河川、湖沼など、多様な自然環境が地域風土の基盤として保全されています。森林は、県民が一体となって再生させた針葉樹と広葉樹が混じり合い、二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全、水源のかん養、土砂災害の防止などの機能を発揮しています。

また、棚田やクリークなどにも、人の手が加わることで、適切な維持管理がなされ、多様な種・生態系の保全につながっています。森林により育まれた水は、私たちの生活に豊かさや潤いを与え、多様な動植物にとって大切な水として守られています。

有明海やラムサール条約湿地に登録された干潟では、環境の保全、活用が図られ、有明海再生への取組が積極的に行われています。

それら豊かな自然環境の中、子どもたちは、山や海に親しみ、里山などで遊びながら、昆虫、鳥や植物などの観察を楽しんでいます。また、県内外から訪れる多くの人々が自然の中で、ハイキングや登山、釣り、農林漁業体験など自然とのふれあいを深め、心身をリフレッシュする喜びを享受しています。

ラムサール条約湿地 国際的に重要な湿地とそこに生息・生育する動植物の保全と賢明な利用を目的とした「ラムサール条約」に定められた国際的な基準に従って自国の湿地を指定し、「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地

●安全・安心な環境

安全への取組が充実し、安心して暮らせるための、きめ細かな情報が提供されています。

青く澄んだ空が気持ちよく、特に郊外では、空気のおいしさを実感することができます。水は、くらしや産業に安心して使うことができます。また、生活排水対策が一層進み、河川や水路ではよりよい水質となっています。

環境に関する安全・安心情報が常時きめ細かに提供されています。光化学オキシダントの注意報等の発令や微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起が必要な状況になった場合には、迅速な対応が図られ、適切な情報が速やかに提供されるしくみになっており、安全・安心なくらしにつながっています。

災害時に発生する廃棄物への対策など非常時の環境対策についてあらかじめ検討されています。また、隣県や国との連携により、広域的な環境問題にも協力して対応しており、環境の保全がなされています。

さらに、気候変動の影響に伴う、地球温暖化の適応策が実施され、温暖化による影響の防止・軽減につながられています。

●参加

県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、日常の活動の中で、環境を良くする取組に積極的に参加しています。

県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、人間と環境との関わりについて理解し、環境へ与える負荷、環境から得る恵み及び環境保全に貢献し、役立つ能力などに照らしてそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、相互に協力・連携し、環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用など環境を良くする取組に、自主的積極的に参加する社会が実現しています。

第3節 計画実現の主体と役割

県民、CSO、事業者、行政などの各主体が自主的、積極的に、また、それぞれの役割に応じ、相互に連携しながら一体となって日常的な活動のなかで環境をよくする行動を実践することが大切です。

県民の役割

人と環境との関わりについて理解を深め、地球環境を視野に入れながら、まずは日常生活の中で、身近な環境をよりよいものにしていくための取組を、自らできることから実践していくことや、CSO、行政等が中心となった環境活動への積極的な参加が期待されます。

CSOの役割

地域の課題等の解決に向けて、県民への啓発活動や地域の環境活動などに自主的かつ積極的に取り組むとともに、様々な主体と連携して、環境保全等に向けた取組を推進することが期待されます。

事業者の役割

事業者は、事業活動に当たって、公害の発生や自然破壊の防止はもとより、資源・エネルギーの効率的利用などを進め、環境への負荷の低減に努めることや、企業の社会的責任(CSR)に基づく環境に関する社会貢献活動を進めることが期待されます。

行政の役割

県は、環境を保全し、創造、活用するための施策を推進します。また、県民、事業者及びCSOの行う環境保全行動を積極的に支援し、自らも事業者・消費者としてよりよい環境を実現するため率先行動し、県民に対しては、低炭素・循環型・自然共生の社会づくりにむけた普及啓発を行うとともに、生活環境の安全・安心情報を提供します。

市町は、地域の環境特性を十分考慮した施策を展開するとともに、率先して環境への負荷の低減に取り組むことや、住民への普及啓発や施策の実施など、よりよい環境づくりの先導的役割が期待されます。

第2章

施策の展開方向

佐賀県の目指す姿を実現するため、6つの施策展開方向に沿って、総合的に施策を展開します。

第1節 地球温暖化対策・再生可能
エネルギー等の推進

第2節 安全・安心で快適な生活環境
の保全

第3節 循環型社会の実現

第4節 多様な自然環境の保全・活用

第5節 環境を考えて行動する人づくり

第6節 環境を考えた地域づくり

第 1 節 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進

施策の展開方向

国においてエネルギーミックス及びエネルギーの利用のあり方が見直され、省エネ型の生活様式及び事業様式が浸透するなかで、経済や地域社会を活性化させながら、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する仕組みを作っていくことを目指します。その際、再生可能エネルギーの加速度的普及に努めます。

1. 地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進

地球温暖化対策を推進し、経済活動などを継続的に発展させながら、エネルギー消費を抑制し、効率よく利用できる社会の構築を目指します。

また、今後、温暖化対策を推進したとしても、温暖化による様々な面での影響が生じることが予想されており、緩和策とともに中長期的に避けることのできない影響への適応策が必要と報告されています。そのため、本県が取り組む地球温暖化適応策を「水環境・水資源分野」、「水災害分野」、「森林・自然生態系分野」、「農業分野」、「健康分野」の 5 つの分野に分けて示します。

(1) 現況

- ・世界の年平均気温は、1880 年から 2012 年の期間に 0.85℃、日本の年平均気温も 1898～2014 年で 100 年あたり約 1.14℃の割合で上昇しています。特に、地球の表面では、最近 30 年の各 10 年間はいずれも、1850 年以降の各々に先立つどの 10 年よりも高温であり続けています。
- ・地球温暖化は、将来的に、地球規模の重大な環境悪化が懸念され、今すぐに世界中で対応しなければならない重要な課題となっています。
- ・IPCC 第 5 次評価報告書において、「人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の要因である可能性が高い(95%)」と発表されています。
- ・日本から排出される温室効果ガスの 90%以上を二酸化炭素が占めており、そのうち、90%以上がエネルギー起源のものとなっています。
- ・佐賀県の温室効果ガス排出量は、2012(平成 24)年度は約 771 万 t-CO₂(二酸化炭素換算)となり、1990(平成 2)年度と比較すると 24.6%増加しています。これは、運輸部門は削減(5.8%削減)したものの、電力の排出係数(電気の供給 1kWh あたりどれだけの CO₂ を排出しているかを示す数値)の増加等を背景に民生家庭部門(99.0%増加) 産業部門(35.0%増加)などが増加したことによるものです。
 なお、この温室効果ガス排出量の約 9 割を占める二酸化炭素排出量を部門別に見ると産業部門が 36.1%(うち製造業が 29.2%) 運輸部門が 20.7%(うち自動車が 19.5%) 民生業務部門(21.2%) 民生家庭部門(20.1%)となり、全国と比較して、運輸部門、民生家庭部門の排出割合が高くなっています。
- ・県民の生活や事業活動において、省エネルギー、特に、節電に向けた取組が広く定着してきています。

IPCC 1988 年(昭和 63 年)に、UNEP(国連環境計画)と WMO(世界気象機関)により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表する。

(2) 課題

- ・地球温暖化は、人々がエネルギーを大量に消費し、温室効果ガスが増加していることが大きな要因と考えられています。地球温暖化対策を進めるためには、県民一人一人が地球温暖化対策の重要性について理解を深め、日々の生活や事業活動においてエネルギー消費を少なくし、温室効果ガスの排出をできるだけ抑制していくことが必要です。
- ・県民の生活や事業活動においては、東日本大震災以降、エネルギーのうち特に電気について、節約する動きが広くみられるようになってきました。このような動きを持続して広げていき、省エネのライフスタイルの確立へと高めていくことが必要です。
- ・再生可能エネルギーについては、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない低炭素のエネルギー源として位置付けられていますが、系統連系などの課題がある状況です。
- ・また、エネルギー効率が高く、走行時に環境負荷が少ない次世代自動車は地球温暖化防止に効果があることから、将来的に広く普及させることが必要です。
- ・業務用冷凍空調機器の廃棄時等におけるフロン類の回収率は、わが国において、平成24年度では約30%と言われており、オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、一層の対策を推進することが必要です。
- ・今後、国際的な合意に基づき、世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2以内にとどめられたとしても、我が国において気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生ずる可能性があり、災害、食料、健康などの様々な面で影響が生ずることが予想されています。こうしたことから緩和の取組を着実に進めるとともに、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響への適応を計画的に進めることが必要です。

(3) 施策の方向

省資源・省エネルギー等を通じた低炭素化の推進

地球温暖化の主な原因物質とされる二酸化炭素の多くは、エネルギーの消費に伴って排出されるため、省資源・省エネルギー型のライフスタイルが県民に浸透、定着するような施策について取組を推進します。

その際、地域に密着した地球温暖化対策を推進するため、佐賀県地球温暖化防止活動推進センターや佐賀県地球温暖化防止活動推進員、県民運動推進会議等と連携しながら普及啓発活動を実施します。

(家庭部門)

- ・県民それぞれが、自分の生活でどれくらいのエネルギーを消費し、どれくらいの温室効果ガスを排出しているか、どうすればより環境への負荷の少ない行動ができるかなど、自らが判断し行動できるよう、エネルギー消費量の見える化を推進するとともに、削減した分をポイント還元する炭素マイレージなど、家庭で気軽にできる環境活動への取組を進めます。
- ・暮らしやすさを保ちながらエネルギー消費を抑制し、温室効果ガスの排出を削減できるくらしに向けて、家屋の断熱性の向上や、高効率照明、高効率給湯器、省エネ家電等の家庭への普及を促進します。

(産業・事業活動部門)

- ・企業等における省エネルギー・省資源の取組を促進するため、省エネルギー診断、補助金等の情報提供を進めます。
- ・企業等を対象に、「夏のエコスタイル宣言事業所」の募集、エコアクション21の取得支援等につながる環境経営セミナーの開催等を実施し、事業者の温暖化対策を進めます。
- ・太陽光や風力、地中熱などの再生可能エネルギーを利用した栽培方法の研究を進め、より環境に適合した農業技術の開発を推進します。

エコアクション21 中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール

(運輸部門)

- ・交通運輸にかかる省エネルギーを推進するため、旅客事業者や市町等と連携し、公共交通機関の利便性の向上や、地域間の円滑な移動ができるような乗り継ぎ機能を向上させた地域交通ネットワークの構築に努めます。
- ・公共交通機関の利用促進や歩道・自転車通行空間整備を進め、自家用車によらない交通の利便性の向上のための環境整備に取り組みます。
- ・次世代自動車の普及を推進します。特に、燃料電池自動車は、走行中に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しないだけでなく、災害等を原因とする停電時には、搭載された大容量の燃料電池から、家庭だけでなく、より大量の電気が求められる地域の避難所などにも電気を長時間供給することも可能であり、単に移動手段としてではなく非常時の電源としての期待も大きくなっていることから、燃料電池自動車の普及拡大などによる水素エネルギーの導入拡大に取り組みます。

なお、これまでに県が整備した電気自動車の急速充電設備については、運営を継続し、電欠の不安の少ない環境を維持していきます。

- ・自動車の運転に際して、急発進をしない等の「エコドライブ」は、車の使い方である地球温暖化対策です。エコドライブの定着を促進することで、エネルギーの消費抑制を推進します。

〔指標〕

環境指標	現況（H26）	目標
炭素マイレージ制度 の参加申込世帯数	766 世帯	1,500 世帯（H30）
夏のエコスタイル宣言事業所数	456 事業所	600 事業所（H30）

炭素マイレージ制度 家庭でできる省エネを推進するため、二酸化炭素を削減した量に応じて経済的な特典を与える制度。H25年度から九州7県で統一事業として実施している。

フロン類、メタンなどの排出抑制の推進

HFC等のフロン類の回収、管理の適正化の推進

- ・フロン排出抑制法、自動車リサイクル法などの適正な運用を通し、CFC等（特定フロン）、HFC（代替フロン）等の回収や管理の適正化を図ることで、フロン類の大気中への排出の抑制を推進します。

農業部門からのメタン等の排出抑制

- ・圃場や家畜ふん尿処理の技術改善を進め、メタンガス等の排出抑制について検討します。

森林整備等を通じた吸収源対策等の推進

- ・森林等による温室効果ガス吸収・固定の機能を保全し高めていくため、健全な森林を守り育てる林業の振興に取り組みます。
- ・森林の持つ二酸化炭素吸収機能等の公益的機能の維持・向上を図るため、針葉樹と広葉樹の混じり合った多様な森林づくりを推進するとともに、より多くの県民に森林の果たす役割を理解してもらうよう森林整備活動への参加などについて、情報提供や機会の確保に努めます。

地球温暖化適応策

【水環境・水資源】

全国で確認されている状況及び予測されている影響の事例

- ・気温の上昇による飲料水等の需要増加 など

適応策

（情報整備）

- ・県内主要ダム（13ダム）及び県内直轄ダム（2ダム）の貯水率を県HPで掲載することで、水源の状況を広く一般の方へ情報提供を行います。特に、渇水傾向になった場合は、掲載頻度を増やすなど、きめ細やかな情報提供を行います。

【水災害】

全国で確認されている状況及び予測されている影響の事例

- ・洪水を起こしうる大雨事象

- ・河川堤防により洪水から守られた地域における洪水氾濫
- ・海岸近くの低平地等での海面水位の上昇による洪水氾濫

適応策

(河川改修・高潮対策事業等)

- ・洪水や高潮から県民の生命・財産を守るため、河川改修事業や高潮対策事業に取り組みます。

(河川構造物の老朽化対策)

- ・長寿命化計画による計画的な予防保全対策に努めます。

(適確な水文情報の提供)

- ・雨量・水位の情報の迅速で正確な情報伝達に努めます。

【森林・自然生態系】

全国で確認されている状況及び予測されている影響の事例

- ・中層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移
- ・植物の開花時期が早まることにより生態系のバランスが崩れる可能性 など

適応策

(湿原の適切な維持管理)

- ・佐賀県榑原湿原自然環境保全地域の保全計画に基づき湿原の適切な維持管理に努めます。

【農業】

全国で確認されている状況及び予測されている影響の事例

- ・コメの収量の減少、品質の低下
- ・ウンシュウミカンの栽培条件の悪化
- ・小麦の凍霜害リスクの増加 など

適応策

(気象災害等に伴う農作物への被害状況の把握)

- ・災害発生時の現地巡回等により被害状況を把握します。
- ・被害軽減等のための技術情報を提供します。

(品種開発等)

- ・高温条件下でも収量、品質の低下が少ない品種の開発に努めます。

(栽培手法の検討)

- ・水稻晩生品種において、温暖化に対応した適切な施肥法を検討します。

(暑熱ストレス軽減化手法の開発)

- ・暑熱環境下における肥育豚の飼養成績、枝肉成績等を改善できる地域飼料資源等を利用した給与技術を検討します。

【健康】

- 全国で確認されている状況及び予測されている影響の事例
- ・熱中症による救急搬送人員数及び死亡者数の増加 など

適応策

(県ホームページでの注意喚起)

- ・県内消防本部から報告される熱中症(疑いを含む)に係る救急搬送人数及び環境省熱中症予防情報サイトからの県内暑さ指数(予測値)等の情報を提供し、熱中症の予防等について啓発します。

(熱中症注意報の発信)

- ・庁内関係課、各保健福祉事務所、市町等を通して、予測される暑さ指数や熱中症の予防・対処の方法についての情報発信に努めます。

2. 再生可能エネルギー等の推進

新たなエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であるとされているため、再生可能エネルギーの普及拡大に努めます。

(1) 現況

国においては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を始めとした、エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化を踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、エネルギー基本計画が見直され、2030年度のエネルギーミックスが決定されました。

(2) 課題

再生可能エネルギーは、現時点では、全発電量に占める割合が極めて小さいものの、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上、エネルギーの多様化などの観点から、今後、加速度的に普及を図っていく必要があります。そのためには、安定的に電力を供給するためのシステム構築や関連技術の更なる向上など様々な課題があります。こうした課題について、国がしっかりと政策的な指導力を発揮して積極的な取組を進めることが求められます。

(3) 施策の方向

再生可能エネルギーの加速度的普及の促進

地域特性に合わせた再生可能エネルギーの普及拡大に取り組むとともに、関連産業の集積を図ります。

地域特性に合わせた再生可能エネルギーの普及拡大

国内唯一の海洋エネルギーの研究開発機関である佐賀大学海洋エネルギー研究センターと実証フィールドが近いという全国唯一の地域特性を活かし、この地域を海洋再生可能エネルギーの中核拠点として、海洋再生可能エネルギー産業の創出、地域活性化の佐賀モデルの実現を目指します。また、小水力などの再生可能エネルギーの普及に向け、県内事業者の参画を促進します。

再生可能エネルギー等関連産業の集積

再生可能エネルギーの導入を更に拡大するためには、電力の調整手段として有効性が高い水素の導入拡大が必要であるとともに、水素、燃料電池関連分野は、今後世界的に市場の拡大が期待される分野であることから、水素の製造、貯蔵、輸送及び利用の全体を俯瞰し、今後、国が行う実証研究の誘致等を通じて県内企業の技術が活かせる分野の発掘と関連技術の開発を進めることで、エネルギー関連産業の集積を目指します。

第2節 安全・安心で快適な生活環境の保全

施策の展開方向

大気・水・土壌などの生活環境の保全対策を通じ、すがすがしい空気や良質な水質等の維持、安全・安心で豊かなくらしや産業の基盤となる環境の確保、また、動植物の生息・生育環境が継続的に確保されることを目指します。

危機事象の発生に際しては、迅速な対応と正確な情報の提供に努めます。

1. 大気環境の保全

<大気対策>

きれいで、すがすがしい空気の中で、やすらかな生活が営める大気環境を確保します。また、安全・安心のため、大気環境に関する情報発信を行います。

(1) 現況

- ・大気汚染防止法の規定に基づき、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)及びベンゼン等有害大気汚染物質について調査を実施しています。光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)、浮遊粒子状物質については、季節的な気象状況による基準超過が例年見られますが、その他の項目については、環境基準を達成しています。
- ・光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)について高濃度となる日があり、平成25年度は、光化学オキシダントの注意報発令、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起を行った日が、それぞれ1日ずつありました。また、平成26年度は、微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起を1日行いました。
- ・自動車排出ガスが大気に影響を与えと言われますが、本県における自動車の保有台数(平成26年度末671千台)は年々増加の一途をたどっています。
- ・酸性雨は、石炭、石油などの化石燃料の燃焼に伴って排出される硫酸化合物、窒素酸化合物が原因とされており、これらは、気流によって国境を越えて移動し、将来的には生態系等への影響が顕在化するおそれがあるといわれています。本県でも、年平均値で、pHが5より低い値の酸性雨が観測されています。
- ・アスベスト含有製品は既に製造禁止されているものの、アスベストの主要排出源である民間建築物の解体は今後も続き、その件数は、今後、ピークを迎えると推定されています。

(2) 課題

従来の工場・事業場に対する排出規制・指導とあわせて、自動車交通流の円滑化、低公害車の導入、道路緑化等を推進することが必要です。

微小粒子状物質(PM2.5)については、原因物質と発生源が多岐に渡り、生成機構も複雑で十分解明されていないことから、モニタリングを行い、知見を集積することが重要です。

また、光化学オキシダント、微小粒子状物質、酸性雨など、大陸からの影響が大きい

とされる広域的な大気汚染に対応するため、他の自治体や国との共同研究に取り組む必要があります。

建築物の解体に当たって、アスベストを含む建材が使用されている場合、大気環境中に飛散しないような対策が必要です。

(3) 施策の方向

大気環境の監視

大気環境に関して大気汚染防止法等に基づき、必要な監視を実施します。

また、必要に応じ大気環境測定局等の適正配置や監視体制の整備を行います。

工場・事業場ばい煙等対策の推進

大気環境の常時監視を行うとともに、大気汚染物質を排出する工場及び事業場に対し、大気汚染防止施設の設置・改善など指導・助言を行い、排出基準遵守の徹底を図ります。

また、大気汚染防止法に基づく解体現場への立入検査等により、石綿の飛散防止に取り組めます。

自動車公害対策の推進

幹線道路ネットワークの整備や信号機の集中制御化等により、渋滞緩和などの交通流の円滑化を推進するとともに市街地の道路の緑化推進などに努めます。また、燃料電池自動車をはじめとする水素需要の拡大に取り組むとともに、より環境負荷の少ない水素の利活用について検討を行います。

大気環境における危機事象への対応

大気に関する危機事象の発生に際し、柔軟で迅速な対応が取れるよう、あらかじめ対応策を講じ、体制を確立します。

(主な危機事象)

- ・光化学オキシダント注意報発令
- ・微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起
- ・事故等による有害物質の大気環境への放出
- ・火災、台風、地震等による有害物質の大気環境への放出

[指標]

環境指標	現況 (H26)	目標
二酸化窒素環境基準達成率	100%	100% (H32)
有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100% (H32)

< 悪臭・騒音・振動・光害対策 >

静かでやさらかな生活が営める環境の確保を目指し、普及啓発、指導、助言等を行います。

(1) 現況

- ・悪臭、騒音、振動、光害などについて大規模な被害が起きている状況ではありませんが、相隣関係の生活に起因する苦情や、工事現場等に関する騒音の苦情などの相談が市町等に寄せられています。
- ・良好な照明環境の形成のため、本県では条例で、夜間照明などに関する配慮について規定しています。

(2) 課題

工場・事業場に対する規制・指導などの発生源対策とともに、長期的には、住宅地域と工場などの近接回避や、道路沿線における土地利用の適正化を図っていくことが必要です。

(3) 施策の方向

悪臭対策の推進

悪臭を発生する工場及び事業場に対して、規制基準の遵守のため市町が行う規制・指導について助言・支援を行うとともに、畜産業については、家畜排せつ物適正処理など技術的対策の支援を行います。

騒音・振動対策の推進

市町が行う工場・事業場などの規制・指導について助言・支援を行うとともに、日常生活における近隣騒音等について事業者や住民に対する啓発・指導を支援します。また、環境基準の類型当てはめ などを通じ、新幹線騒音対策や航空機騒音対策に取り組みます。

(規制・指導、普及啓発)

工場・事業場等の規制・指導

市町が行う工場・事業場等に対する規制基準の遵守指導について支援します。

事業者や県民に対する啓発・指導

生活騒音等の規制のない騒音・振動については、発生防止に努めるよう県民への啓発や事業者への指導が大切ですが、市町が行うこれらの業務について支援を行います。

(対策)

自動車騒音対策

騒音レベルの高い地域や箇所について、舗装の補修や道路の改築の際に必要な応じて低騒音舗装を施します。

新幹線騒音対策

九州新幹線（鹿児島ルート・西九州ルート）については、新幹線沿線の良好な生活環境を保つため、環境基準の類型指定を行っています。新幹線沿線の騒音の測定を行い、新幹線騒音の状況把握に努めます。（西九州ルートについては、営業運転開始後に新幹線騒音の測定を実施します。）

航空機騒音対策

空港周辺で航空機騒音の測定を行い、騒音の状況把握に努めます。

低周波、電磁波などの問題への対応

低周波音や電磁波による環境への影響などに関する情報の収集に努めます。

良好な照明環境の形成

本県の美しい夜空を維持するため、照明器具を使用する際には、周辺の生活環境や生態系への影響に配慮するよう啓発に努めます。

環境基準類型当てはめ 水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に係る場所の都市計画地域等を考慮し、具体的に地域に指定していくこと。

2. 水環境・土壌環境の保全

くらしや経済活動に利用できる良好な水質を維持するため、動植物との共生まで視野に入れ、排水対策等を行うとともに、河川等の自然浄化能力の維持・改善を図ります。また、水資源の適正な利用に努め、水環境を保全します。

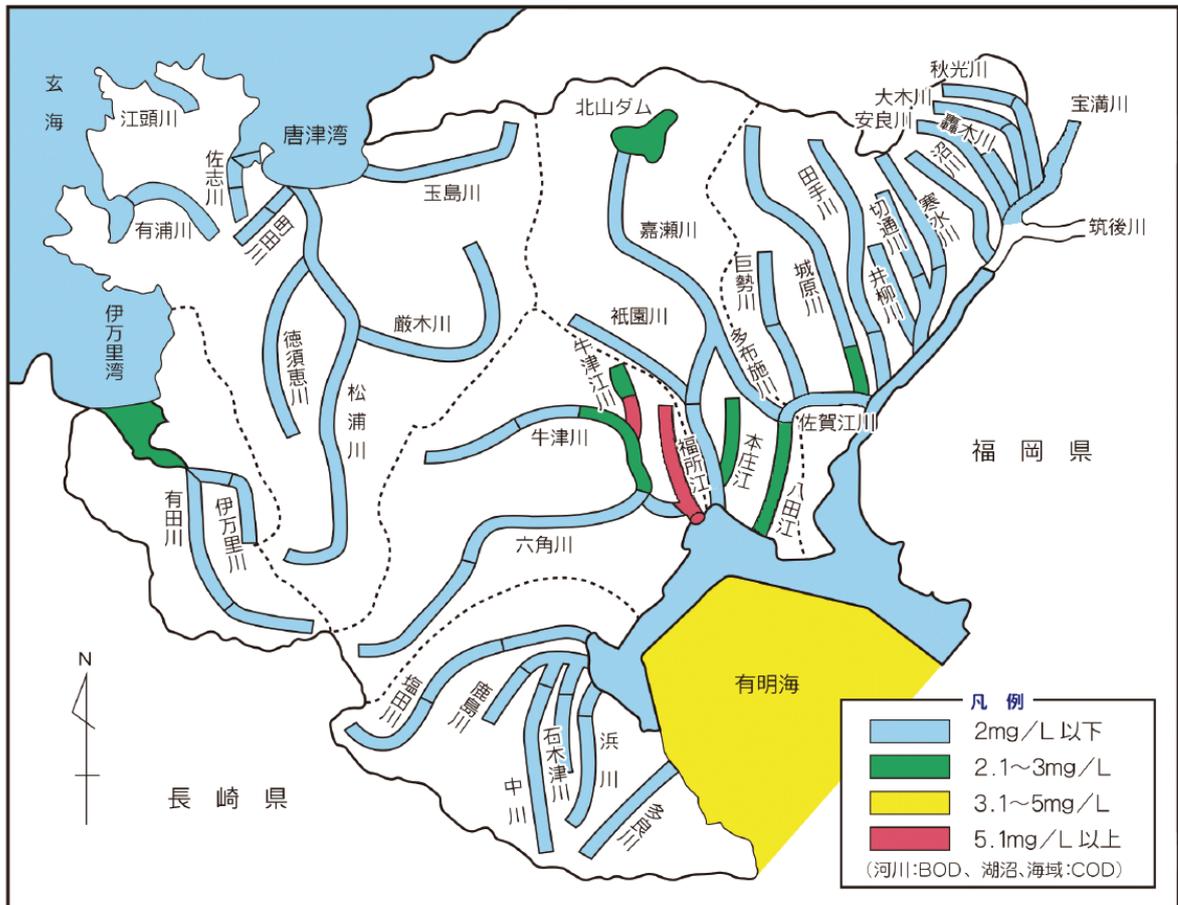
安心して暮らせる土壌・地盤環境、良好な海洋環境につながる取組を推進します。
また、安全・安心なくらしに関する情報発信を行います。

(1) 現況

- ・佐賀県の河川は、阿蘇・九重にその源を發し多くの支川を合わせながら筑後・佐賀平野を貫流する筑後川水系、脊振山地を源として南下する嘉瀬川水系、武雄市神六山にその源を發し白石平野を蛇行して流れ有明海に注ぐ六角川水系、青螺山にその源を發し唐津湾に注ぐ松浦川水系、神六山にその源を發し伊万里湾へ流入する有田川水系、黒髪山系の青螺山、牧ノ山にその源を發し伊万里湾に注ぐ伊万里川水系、及び虚空蔵山を源として有明海に注ぐ塩田川水系等があります。
- ・河川・湖沼・海域ごとに利水目的に応じて適用される生活環境項目に関する環境基準のうち、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）については概ね達成できていますが、一部の湖沼（北山ダム）や海域（有明海沖合等）の化学的酸素要求量（COD）や全窒素・全燐については、達成できていません。

水質状況

75%値 5ヶ年平均（平成 21～25 年度）



生物化学的酸素要求量（BOD） 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、一般に、BOD の値が大きいくほどその水質は悪い。

化学的酸素要求量（COD） 水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、一般に、COD の値が大きいくほどその水質は悪い。

○各水域等の水質の状況

（河川・湖沼・クリーク・海域等）

- ・昭和 45 年頃から汚濁負荷の大きい工場・事業場の排水を規制する公害対策により河川の水質は改善されてきました。その後、公共下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽など生活排水処理施設（以下、「生活排水処理施設」という。）の整備により生活排水対策が進み、さらに河川の水質は改善されてきています。
- ・県内の河川及び湖沼の水質は、人の健康に有害な物質（健康項目）については、例年ほぼすべての測定地点で環境基準を達成しています。
- ・各種水利用の障害となる有機汚濁物質（生活環境項目 BOD 又は COD）については、河川の水質環境基準達成率は、近年良好な状態を維持しています。（達成率：平成元年度 65.1% 平成 16 年度 96.7% 平成 22 年度 100% 平成 26 年度 100%）
- ・有明海や北山ダムなど閉鎖性の強い水域では、プランクトン異常発生の要因の一つとされる窒素や磷について環境基準を達成しておらず、有明海の沖合海域の有機汚濁物質（生活環境項目 COD）についても、環境基準を達成していません。

- ・佐賀平野の特徴として、農業振興地域には、古くから農業用水の確保や排水路などの機能を確保するために多くのクリークが整備されていますが、これらのクリークは水の流れが緩やかで堆積物が溜まりやすいうえ、生活排水の流入などによる水質の悪化が懸念されています。

○水質向上対策等

（生活排水対策）

- ・生活排水の流入が水質汚濁の主な要因となっていますが、生活排水処理施設の整備が進み、河川等の水質が改善されています。しかしながら、まだ污水处理人口普及率の低い地域があります。

（工場・事業場の排水対策）

- ・水質汚濁防止法に基づく規制等により現在では、工場・事業場からの排水に起因して大規模な水質汚濁が新たに起こる可能性は低くなっています。

（地下水・土壌汚染対策）

- ・地下水汚染や土壌汚染の原因の一つとして、事業場や工場などで使用されていた有害物質の漏えい等が考えられます。
- ・地下水汚染については、これまでの調査で有害化学物質や硝酸性窒素などが一部の井戸で環境基準を超過した地区が確認されましたが、このような地区では、飲用井戸の所有者に水道への切り替え等の指導を行うとともに、その後の汚染状況を監視するため、継続して地下水調査を実施しています。
- ・土壌汚染については、有害物質使用事業場跡地等で有害物質が土壌の環境基準を超過した区域において、適切に汚染区域を管理するため、土壌汚染対策法に基づき必要な区域指定を行っています。

○水循環・水量の確保、地盤環境

- ・佐賀平野では、有明粘土層と呼ばれる軟弱地盤地帯での地下水の過剰な汲み上げが原因で、昭和32年頃から地盤沈下現象が確認され、昭和49年制定の県条例により、地盤沈下が著しい白石地区や佐賀地区などの地域において、地下水の汲み上げを規制するとともに、地盤沈下や地下水水位の状況を監視しています。
- ・その結果、近年では地下水位の回復や佐賀西部広域水道用水の供給開始（平成13年4月）、嘉瀬川ダムからの供給開始（平成24年4月）などにより、県内の地盤沈下現象は沈静化の傾向にあります。また、土壌中の地下水位の上昇の結果、白石町川津地区では枯渇していた湧水が40年ぶりに復活しました。
- ・一方、県内各地の都市化等に伴い、雨水が地下に浸透しにくく、地下水がかん養されにくい状況となっています。
- ・また、佐賀平野における地下水利用量は、水道や工業用水道においてほぼ横ばい、農業用水において大きく減少していますが、地域によっては依然として地下水が利用されており、特にかんがい期の農業用水としての地下水採取が地盤沈下に影響を与えるおそれがあります。

(2) 課題

(河川、湖沼、クリーク、海域等の水質向上対策)

- ・規制対象の産業系排水を中心とした汚濁負荷削減が進み、河川等の水質浄化は進みましたが、さらなる河川等の水質浄化を進めていく上で、未規制の事業場や小規模事業場への排水処理施設の整備促進や汚濁負荷発生源に適した排水処理方法の検討などが求められます。
- ・家庭からの生活排水は、水質汚濁の主な要因であることから、今後も引き続き生活排水処理施設の整備・促進が必要です。
- ・生活排水処理施設の整備には、多額の経費と長い整備期間を要することから、各地域に応じた整備手法の検討が必要です。
- ・クリークの水質改善については、地域ごとに必要な機能を確認し、対策を行う必要があります。
- ・河川の治水や利水を目的に実施されてきたコンクリート護岸を主にした河川整備は、水辺の生き物の生息域を奪ったり、河川の自浄能力を低下させたりして河川環境を悪化させてしまいました。今後は、多自然川づくりを推進し、自然や生態系との共生を図るとともに、河川の自浄能力を回復していくことが重要です。
- ・有明海の水質を改善させるため、有明海流域の生活排水の対策について重点的に推進する必要があります。

(地下水・土壌汚染対策)

- ・地下水は、いったん汚染されると急速な改善が見込めないことから、有害物質を取り扱う事業者等の適正管理や農耕地での農薬や肥料の適正使用などを進めることにより、地下水汚染の未然防止を図ることが重要です。
- ・事業場や工場において地下水汚染を引き起こさないためには、有害物質を含む水を地下浸透させないようにする必要があるため、事業場における有害物質の適正管理等についての監視・指導が必要です。
- ・土壌汚染が確認された土地については、汚染土壌の周囲への拡散や有害物質の地下水への溶出による健康影響を防ぐため、汚染が除去されるまでの間、適切に当該区域を管理する必要があります。また、現に健康被害が生じるおそれがある場合は、摂取経路の遮断等の措置が必要となります。

(水循環・水量の確保、地盤沈下対策)

- ・水環境の保全を図るためには、水利用の各段階における水環境への汚濁負荷を低減するとともに、森林や農地などの保水機能や都市部における雨水の浸透機能などを適切に維持し、良好な水の循環を確保することが必要です。
- ・近年は地盤沈下現象が沈静化しているものの、白石地区において、平成6年度には、かんがい期における異常湧水が原因で地下水が過剰に採取されたことにより、急激な地盤沈下現象を観測しました。その後、導水事業等の水源転換が行われ、安定した表流水利用が図られていますが、気象変動等により地下水採取量が変化するおそれがあるため、引き続き、地下水採取規制や、節水・地下水利用の合理化などを推進することが必要です。

(3) 施策の方向

河川等の公共用水域や地下水の水質保全対策

公共用水域や地下水の監視・観測の充実を図るとともに、必要に応じて環境基準の類型指定の見直しを行い、水域に応じた適切な目標を設定します。

生活排水対策

生活排水処理施設の整備を推進するとともに、各種普及啓発活動などにより県民の水質浄化意識の高揚を図ります。

生活排水処理施設整備の推進

生活排水処理施設の整備を、施設の特性や地域の実情を踏まえながら推進します。

水質浄化意識の高揚・啓発、理解促進

様々な媒体による普及啓発を行い、水質浄化意識の高揚・啓発を図ります。

工場・事業場排水対策

工場・事業場に対し、自主管理の徹底など排水基準の遵守や有害物質の適正な取扱いを指導するとともに、排水規制の対象とならない事業場についても、排水処理への協力を要請します。

水質浄化能力と健全な水循環の確保

生活環境の改善や産業への活用、豊かな生態系の保全まで視野に入れ、水質浄化・保水機能を有する森林や地下水かん養能力を有する水田等の農地の適切な維持・保全、河川等の自然浄化能力の維持・回復を図ります。

地盤沈下対策

地下水位の監視等の地下水採取量の把握に努めます。

地盤沈下や地下水位の監視・観測の充実

佐賀・白石地区において、地下水位の変動量や地盤沈下の状況について、監視・観測を実施するとともに、地下水採取規制地域内における地下水の採取規制を実施します。

水環境等における危機事象への対応

水質に関する危機事象の発生に際し、柔軟で迅速な対応が取れるよう、あらかじめ対応策を講じ、体制を確立します。

(主な危機事象)

- ・施設の破損等による有害物質や油の環境への流出事故
- ・大量の魚のへい死事故
- ・飲用井戸の地下水汚染
- ・火災、台風、地震等による有害物質の環境への流出
- ・医療廃棄物や危険物の海岸への漂着

〔指標〕

環境指標	現況（H26）	目標
河川環境基準達成率（BOD）	100%	100%（H32）
河川環境基準（生活環境項目） 全水域中のA類型以上の水域数	30/61 水域	38/61 水域（H32）
汚水処理人口普及率	79.9%	87%（H32）

3．玄海原子力発電所周辺環境安全対策

県・玄海町が九州電力(株)との間で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定」(安全協定)に基づき、玄海原子力発電所の運転状況等の確認を行うとともに、環境放射能等の継続的な調査を適切に実施し、分かりやすい形で県民等への情報提供を行います。また、万一の原子力災害発生時においては、「地域防災計画」に基づき、適切な対応を行います。

(1) 現況

- ・ 原子力発電所は、主にウランやプルトニウムの核分裂エネルギーを水によって熱として取り出し、水を高温・高圧の蒸気に変えてタービンを回すことによって大量の電気を作り出す施設ですが、その一方で、多量の放射性物質を取り扱う施設でもあるため、事業者は、法令を遵守し、周辺環境に影響を与えないように安全確保を第一とした運転管理を行わなければなりません。
- ・ 九州電力(株)玄海原子力発電所は、東松浦郡玄海町に立地しており、九州では初めての原子力発電所として昭和50年1月に1号機の営業運転が開始され、現在、2号機から4号機までの計3基が営業運転を行っています。
- ・ 1号機については、平成27年4月に運転を終了し、廃止に向けた取組が行われています。
- ・ 県は、玄海原子力発電所の周辺地域住民の安全確保と周辺環境保全に万全を期すため、県・玄海町が、九州電力(株)との間で「原子力発電所の安全確保に関する協定」(安全協定)を締結しています。
- ・ 県は、この安全協定に基づき、玄海原子力発電所の運転状況等の確認を行うとともに、環境放射能調査(モニタリングポスト等を用いた空間線量率の測定、環境試料中の放射能の測定など)及び温排水影響調査(発電所からの排水が海水の温度分布や海の生物に及ぼす影響の調査など)を実施しています。
- ・ 環境放射能調査結果等については、大学等の専門学識者で構成される「佐賀県環境放射能技術会議」での意見を踏まえた上で報告書を取りまとめ、四半期及び年度毎に公表しています。

(2) 課題

- ・ 東日本大震災に伴い、福島第一原子力発電所で事故が発生し、その影響によるものと考えられる放射性物質が日本全国で検出されたため、今後の環境放射能調査は、その影響を考慮しつつ、これまでよりも慎重に実施することが求められており、また、県民の安心につながるような情報提供を行う必要があります。

(3) 施策の方向

玄海原子力発電所の運転が周辺環境に影響を与えることのないように、安全協定に基づき、玄海原子力発電所の運転状況等の確認を行うとともに、以下の事項について適切に取り組みます。また、万一の原子力災害発生時は、「地域防災計画」に基づき、適切な対応を行います。

環境放射能調査等の適切な実施

福島第一原子力発電所事故の影響に留意しつつ、発電所周辺の放射線や放射能の継続的な調査を適切に実施します。

環境放射能調査結果等の情報提供

調査結果については、専門家の意見を踏まえた上で取りまとめ、ホームページへの掲載などを通して分かりやすい形での情報提供を行います。

4. 化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組

化学物質等による環境リスクに関する状況の把握及び情報提供に努めます。

(1) 現況

- ・ 化学物質は、その有用性により私たちの生活を豊かにする一方で、適切に取り扱われない場合には、生産・流通・使用・廃棄の各過程を通じて環境中に排出され、大気、水、土壌などの環境中に残留したり、生体内で濃縮されたりして人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。
- ・ 以前使用されていたPCB（ポリ塩化ビフェニル）やDDT（ジクロロジフェニルトリクロロエタン：有機塩素系殺虫剤）は、現在では有害な化学物質として製造・輸入・販売・使用等が禁止されています。
- ・ 近年においては、農薬をはじめ樹脂原料、界面活性剤、薬品原料や船底塗料など、今までの評価では安全とされていた化学物質の中に、魚介類の生殖異常や奇形などを誘発する（内分泌かく乱作用を有する）ことが推察される物質が確認されています。また、ごみ等の焼却に伴い有毒なダイオキシン類が発生することが社会問題化しました。
- ・ 身の回りの化学物質が増えて、常にいろいろな化学物質に長期にさらされることにより、アレルギー様の反応が生じ、体調不良をもたらす「化学物質過敏症」と呼ばれる病態の存在も指摘されています。

- ・平成11年に、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある特定の化学物質の排出量や移動量などの情報を公開することによって、家庭や地域を含めた社会全体で化学物質の管理を行おうとする「化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）」が公布されました。平成22年に指定化学物質及び対象業種の追加が行われています。

（2）課題

- ・化学物質による環境汚染を未然に防止するために、化学物質等が環境に与える影響を的確に評価し、実態を把握したうえで、排出抑制や事業場における適正な自主管理の徹底、監視体制の充実などを推進することが必要です。
- ・環境汚染と健康影響等についての調査・研究や科学的知見の集積を図り、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に適切な対策を行うための体制づくりを行うことが必要です。
- ・新たな科学的知見により追加されていく有害物質についても、監視体制を整備していく必要があります。

（3）施策の方向

化学物質の適正管理・適正利用の推進

化学物質の環境への排出抑制とともに、事業者による適正な自主管理の徹底を進め、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水、土壌等の環境を經由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）の低減に努めます。

化学物質に関する情報提供

環境省等との連携により、化学物質に関するデータなど化学物質に関する環境リスク情報を提供します。

化学物質の排出・移動等についての実態把握

P R T R制度（化学物質排出量等登録制度）やM S D S（化学物質等安全データシート）制度の周知を図るとともに、排出量等の実態把握に努めます。

工場・事業場の排出規制・指導

化学物質の取扱や大気、水、土壌など環境への排出規制について、その遵守を指導します。

事業者による自主管理徹底の推進

事業者による化学物質の適正な自主管理の徹底、化学物質の回収・再利用や環境への負荷の少ない代替物質への転換などを進め、生産・使用・廃棄など各段階での環境リスクの低減に努めます。

建築材料などの化学物質による室内環境汚染問題への対応

住宅相談などを通じて県民への情報提供を行うとともに、室内環境汚染問題の相談等に取り組みます。

食品中の有害物質や残留農薬の調査の実施

輸入及び国産農産物や加工食品の残留農薬等や食品添加物の検査を実施し、流通食品の安全確保に努めます。

県産農産物に対する消費者の信頼を確保するため、農薬が適切に使われているかを確認するための農薬分析調査を実施し、その結果に基づき、農家における農薬の適正使用の徹底に努めます。

第3節 循環型社会の実現

施策の展開方向

くらしや経済活動のあらゆる場面で、資源の循環を基調とした行動がとられる地域社会の実現に向けた取組を推進します。

廃棄物の適正処理、不法投棄の減少に向けた取組を引き続き推進します。

1. 循環型社会の形成促進

3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、未利用資源の循環利用を図ります。

(1) 現況

- ・私たちは、大量の資源、エネルギーを消費しながら今日の社会の中で暮らしています。このようなくらしや経済活動のあり方により、最終処分場のひっ迫や不法投棄などの身近な環境問題から、将来的な資源・エネルギーの枯渇などの地球規模の資源問題まで、様々な環境問題が生じています。
このような環境問題と資源問題を同時に克服し、今後も私たちのくらしや経済が持続的に発展していくためには、ごみをできるだけ出さない(リデュース)、使えるものは繰り返し使う(リユース)、再び資源として利用する(リサイクル)のいわゆる「3R(スリー・アール)」を推進し、循環型社会を構築していくことが重要です。
- ・佐賀県においては、廃棄物等の発生抑制、循環的な利用については、これまでも一定の成果は認められるものの、依然として大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルから抜け出し切れずはなりません。
- ・本県は、1人1日当たりのごみの排出量が、平成25年度で884gと全国の都道府県の中で5番目に少ない県であり、一般廃棄物のリサイクル率も18.6%となり改善基調にあります。
- ・産業廃棄物の排出量は、減少傾向にあります。

(2) 課題

- ・くらしの中に3Rが定着するためには、県民が「もったいない」の意識をもって取り組むことはもちろんのこと、簡易包装やリユース商品など環境にやさしい製品やサービスが当たり前となるような経済社会に転換される必要があります。
- ・最終的にリサイクルできないものを廃棄物として処分することになりますが、処分の段階においても可能なものは熱回収(サーマルリサイクル)を図ることも重要です。
- ・「リサイクル」という言葉は一般的に普及していますが、「リデュース」「リユース」については認知が薄く、さらなる普及啓発が必要です。

(一般廃棄物)

- ・1人1日当たりごみ排出量では、全国の都道府県の中でも低い水準を維持していますが、近年はやや増加傾向にあることから、さらに排出抑制を図っていく必要があります。

- ・リサイクル率は改善基調にありますが、目標値達成に向け、さらなる分別収集等の促進を図っていく必要があります。

(産業廃棄物)

- ・リサイクル率は、全国(平成24年度54.9%)に比べると、本県(平成25年度51.0%)はやや低い状況にあります。また、最終処分率では、リサイクルの進展や産業廃棄物税の導入等によって減少していますが、引き続き静脈産業の育成・支援や多量排出事業者による減量化、リサイクルの意識啓発を積極的に進めていく必要があります。
- ・循環型社会の形成を促進するためには、廃棄物等を循環資源として利活用する安定的な循環システムを構築していくことが必要です。

(3) 施策の方向

3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

循環型社会づくりの第一に重要な取組として、廃棄物等の発生を減らしていくため、各主体の資源循環型のくらしや経済活動の取組を促進します。またリユース、リサイクルの普及促進を図ります。

県民、CSO、事業者への啓発・連携促進

循環型社会の形成に資するような取組の環が広がり、実際の行動につながるよう啓発を行います。また各主体の連携を促進します。

産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の推進

産業廃棄物を多量に排出する事業所に対し、産業廃棄物の減量化・リサイクルの促進、適正な処理・処分等について、指導の徹底を図ります。

補助制度等による誘導

産業廃棄物税を財源とした産業廃棄物の減量化の取組やリサイクル効果の高い施設(熱回収(サーマルリサイクル)施設を含む)の整備への補助制度等を活用し、循環型社会の構築に向けた取組を支援します。

熱回収(サーマルリサイクル)等の促進

熱回収(サーマルリサイクル)の機能を有する廃棄物処理施設の設置促進を図ります。

地域循環圏の形成促進

経済社会の物質循環は、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であるため、循環資源の種類に応じ、循環資源の地域内や広域連携による利用促進などに取り組めます。

地域内資源循環の促進

地域(コミュニティや県)内で循環できるものはなるべく地域内で循環させるため、各主体の連携による情報共有を図ることにより循環資源の有効活用に取り組めます。

広域連携による資源循環の検討

平成 25 年度より、小型家電リサイクル法が施行され、使用済小型家電のレアメタルや貴金属のリサイクルに取り組む自治体や広域で収集・処理を行う企業の活動が活発になっています。また、九州各県・山口県や国との連携により未利用循環資源（食品廃棄物、林地残材、竹林、剪定枝等）の活用を図るためのネットワークの構築について検討していきます。

[指標]

環境指標	現況	目標
1人1日当たりごみ排出量	884g/人・日（H25）	848g/人・日（H32）
一般廃棄物のリサイクル率	18.6%（H25）	21.9%（H32）
産業廃棄物のリサイクル率	51.0%（H25）	53.0%（H32）
産業廃棄物の最終処分量	72千t（H25）	67千t（H32）

地域循環圏 地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成することが重要とされる。「地域」の範囲としては、おおまかに、「コミュニティ資源循環」、「地域資源循環」（県の範囲）、「ブロック内地域循環」（九州一円など）、「国内資源循環」、「国際資源循環」がある。

2. 安全・安心な廃棄物対策

廃棄物の適正処理を推進します。また、安全かつ適正に廃棄物を処理するための基盤整備及び不法投棄の防止を図ります。

（1）現況

（一般廃棄物）

- ・ごみ処理施設については、ダイオキシン類の排出削減を基本として環境負荷の低減を図り、併せて排出抑制・リサイクル、さらには処理費用の削減を図るため、平成 11 年から平成 31 年までの 21 年間に計画期間とした、「佐賀県ごみ処理広域化計画」を策定し、段階的な集約を経て、最終的に県内 4 ブロックでの処理を目指しています。

（産業廃棄物）

- ・処理施設のうち焼却施設については、平成 14 年のダイオキシンの規制強化により、基準を満たさない焼却炉が廃止となり、減少しています。
- ・本県においては、安全で安心できる高度な産業廃棄物処理施設が求められる中、公共関与によるモデル的な処理施設の「クリーンパークさが」が平成 21 年 4 月から本格稼働しています。
- ・不法投棄については、廃棄物の不適正処理対策を内容とする規制強化が図られている

中、巧妙で悪質な不法投棄は依然として後を絶ちません。

- ・近年、土地所有者が貸した土地に多量の産業廃棄物を持ち込み、そのまま放置され、結果的に土地所有者が撤去しなければならない案件などが見られます。

(非常時等の廃棄物対策)

- ・東日本大震災の発生により、災害時の廃棄物処理についてあらかじめ対策を行うなど災害時の廃棄物対策が求められています。

(2) 課題

(一般廃棄物)

- ・一般廃棄物処理施設は適正に稼働していますが、ごみの中間処理施設の中には老朽化が進んでいる施設があります。
- ・最終処分場は、県全体では残余容量に余裕がありますが、一部の市町では施設を有しないところや残余容量が逼迫しているところがあります。

(産業廃棄物)

- ・不法投棄については、廃棄物の規制強化の中、不法投棄が巧妙、悪質化してきており、人の出入りが少ない山間部や人が通常活動しない夜や休日などに不法投棄が行われていることから、今後も幅広い監視・指導の強化が必要です。
- ・貸した土地に多量の産業廃棄物が放置される場合があることから、土地所有者は土地を貸す場合には、使用目的を確認するなどの注意が必要です。
- ・全県的に不法投棄の防止を図るためには、地域住民との連携による不法投棄の監視ネットワーク体制の確立が必要です。

(非常時等の廃棄物対策)

- ・大規模な災害発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)、浸水した家財道具、避難所からのし尿等の災害廃棄物が大量に発生します。市町においては、周辺市町と相互協力する体制づくりなどにより、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った処理施設、ストックヤード等を確保し、防災体制のより一層の整備・強化を進める必要があります。

(3) 施策の方向

適正処理の推進

- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進しつつも、循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)ができない廃棄物については、県内に適正な処理体制を確保し、より安全で信頼性の高い処理技術の導入を図りながら、適正処理を推進します。
- ・一般廃棄物の処理については、市町がその統括的責任を有することから、市町が策定する「一般廃棄物処理計画」に従って、生活環境の保全上支障が生じないよう適正処理を推進します。
- ・産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則のもと、排出事業者はマニフェストにより発生から最終処分に至る一連の処理の流れを把握・管理し、適正処理を推進します。

「佐賀県ごみ処理広域化計画」に基づく市町等への技術的支援

- ・県内の広域化処理が着実かつ円滑に進むよう、ブロック別の広域化推進協議会に対し、処理施設の整備や維持管理に関する必要な情報提供や助言・指導を行います。

安全・安心な産業廃棄物処理の基盤確保・適正処理

- ・中間処理（リサイクル）施設の整備については、資源リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法などリサイクル関連法との整合を図った上で、効率的な立地等に配慮しつつ、民間による施設整備を促進します。
- ・焼却施設については、ダイオキシン類の排出の抑制を図るため、高度な処理設備を有する施設の整備を指導します。
- ・産業廃棄物の不法投棄防止のため、監視カメラの設置やヘリコプター等による空からの監視のほか、休日のパトロールの実施など、監視体制を強化します。

非常時等の廃棄物等対策

防災・減災の視点まで含めた環境対策推進の一環として、災害時の廃棄物対策についてあらかじめ対策を講じます。その他廃棄物に関する安全・安心な環境づくりに取り組みます。

災害時（震災、水害）の廃棄物処理

災害発生時における廃棄物を適正に処理するため、「災害廃棄物対策指針」に基づき、市町に対して、実効性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を支援・指導します。

また、地震等大規模災害時における迅速な対応が確保されるよう、広域的な連携・協力体制の視点から、近隣県との調整・連携や（一社）佐賀県産業廃棄物協会、佐賀県環境整備事業協同組合等との協力・支援体制の確保に努めます。

大規模な災害発生時を想定した廃棄物対策について、県においても情報提供や市町への助言等に努めていきます。

海岸漂着物対策及び海岸に漂着する危険物等への対処

地域の実情に応じ、海岸管理者等は、関係者との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。危険物等の大量漂着など危機事象の発生に際しては、安全のための情報提供に努めます。

その他、非常時等の廃棄物処理

新型インフルエンザ等大規模な感染症が発生、流行した場合には、多くの人が発症・重症化し、通常の廃棄物処理が滞ることが予想されます。生活環境の保全と公衆衛生の向上の観点から、市町に事業継続計画を策定するよう促します。

また、家畜伝染病発生時には、家畜伝染病予防法に基づき適正な対処に努めます。

第4節 多様な自然環境の保全・活用

施策の展開方向

「生物多様性佐賀県戦略」として生物多様性の保全・再生を推進し、持続可能な利用の実現を目指します。

有明海再生の観点から、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、生物の生息、生育の場として重要な干潟を良好な状態で保全するための取組を促進します。

また、佐賀県の地域特性を活かし、公益機能を持つ森林を含んだ山々や、里地里山の保全と活用などに取り組みとともに、農地や山林、水辺等の自然資産を活用した地域の魅力づくりに努めます。

1. 生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～

佐賀県における生物多様性の現状・課題などを踏まえ、「生物多様性佐賀県戦略」の目標として次の3つを掲げ、50年後、100年後の佐賀県が生物多様性の保全・再生と持続可能な利用を実現できるよう、「人と自然が共生するうるおいのある社会づくり」を目指します。

目標1：『多様な種を保全（維持）していく』

人の活動の有無が引き起こす環境破壊や生態系の変化、外来種・化学物質（農薬、化学肥料、合成洗剤等）などの持ち込みや排出による種・生態系の攪乱、地球温暖化による野生動植物の生息・生育環境の変化などにより、県内の野生動植物の絶滅、減少、拡大が進んでいます。これらの事象をくい止めるために様々な取組を行い、多様な種を保全していきます。

目標2：『多様な生態系を保全・再生する』

佐賀県には、山地の自然林や植林などの森林、佐賀平野の広大な圃場や山間部の棚田などの農地、北の玄界灘・南の有明海や河川・湖沼・クリークなどの水辺環境など様々な自然環境があります。そこには地域特有の生態系があり、それぞれが重なりつながりながら地域風土の基盤となっています。

また、これらの地域は、多くの野生動植物にとって重要な生息・生育環境となっていることから、多様な種を保全するためにも、地域特有の生態系を保全・再生していきます。

目標3：『生物多様性の恵みに触れ親しむ』

海・山・川などの自然景観を「見る」ことで楽しむ、「触れる」ことで感じる、種の多様性を海や山の恵みとして「味わう」ことで満足する、遺伝子の多様性を色・形の異なる同じ種を「発見する」ことで気付くなど生物多様性の恵みに直に触れる体験を通して、生物多様性の保全の重要性について理解を深めることとなります。

自然観察や保全活動など、多くの人々が生物多様性の恵みに触れ親しむ場や機会を持つような取組を行っていきます。

この3つの目標を達成するために、中・長期的に継続して実施する4つの基本方針を掲げ、各種の施策に取り組みます。

1) 情報の集積による現状把握

佐賀県に生息・生育する野生動植物がどこにいるのか、どれくらいいるのかを現地調査の実施により確認するとともに、種・生態系の分布に関連性の高い気象(温度・湿度、風向・風速等)、水質(水の汚れ・濁り等)などの自然環境に関する調査データなど、多角的に生物多様性の保全に関する情報を収集し、一元化したデータ管理を行うことで、佐賀県の自然環境がどのような状態にあるのかを確認します。

2) 保全・維持が必要な種・生態系の選定

様々な調査データを用いて、野生動植物の数、分布域の状況、植生の広がり、開発箇所の状況などを解析し、種・生態系の状況を確認します。その結果、種数や分布域などが減少したものは保全、数・分布域を拡大した外来種などは維持(防除)の観点から選定を行います。

また、佐賀県らしい環境・景観・風土・文化などの維持のため、数などの増減に関わらず、県内における典型的な種・生態系なども選定します。

3) 生息・生育環境の保全・再生・創出

保全・維持の観点から選定された種・生態系の中から、数・分布が消失・減少した在来種・生態系については、将来を見据えた保全・再生・創出による保全措置を行います。

また、分布の拡大により在来種の駆逐や交雑などの問題を引き起こしている外来種、農作物被害を増大させている有害鳥獣については、生態系を崩さないよう適正な生息数の管理による防除措置を推進します。

4) 普及と活用

生物多様性を保全することは、私たち人間の生活を守り、自然の恩恵を受け、次の世代にもその恩恵を受け継ぐことに他なりません。

生物多様性の保全のために、豊かな自然の存在とその意義、そして共存・利用することの重要性について普及啓発を行い、保護意識の醸成を図ります。

さらに、県民主体の保全体制を整備・実践するとともに、人と自然とのふれあいの確保にも努めます。

生物多様性について

地球上には、動物、植物、目に見えない細菌など、多くの生き物が暮らししており、その種類は場所や環境によって異なります。佐賀県は、天山、脊振山、多良岳などの高い山や佐賀平野などの平地、有明海や河川・クリークなどの多様な水辺といった変化に富んだ地形をもち、また自然の様子も複雑なため様々な生き物がすんでいます。私たち佐賀県民は、とてもたくさんの生き物に囲まれて生活しているのです。

ある地域の生き物とその場を構成する水・土・太陽光・空気などは、それぞれが影響し、大きなつながりによってバランスをとっています。このような自然の大きなまとまりを「生態系」と呼びます。海や川の中、森や農地の中など、それぞれの環境とそこに暮らす生き物はいくつもの生態系を構成し、その中で生きています。

この生態系のバランスを保っているのが「食物連鎖」です。植物の葉を食べるバッタは小鳥に食べられ、小鳥はオオタカなどの猛禽類に食べられます。生き物は「食べる⇔食べられる」という関係にあり、死んだ後には土の中にいる微生物によって分解され、植物の養分として利用されます。このように、生き物は他の生き物の役に立ち、支えあいながら生きています。

人間やサル、イヌ、トンボなど、それぞれの生き物のグループを「種」と呼びます。生き物が生きていくには、種の個体数が多数いることや、様々な種がいることが大切です。これらの多種多様な種が様々な生態系を構成し、そろっている状態を「生物多様性」と呼びます。

チョウやミツバチは植物の花から蜜をもらう代わりに花粉を体に付着させ、ほかの花に運びます。植物は昆虫によってもたらされた花粉により受粉し、種子を作り、新たな命を生み出すことができます。このような共生関係や食物連鎖のような大きなつながりから外れて存在する生き物はなく、相互に影響を与えながら自然のバランスをとっているのです。そのため、仮に一種の生き物がいなくなった場合、どこかにその影響が出てきます。

たとえば、私たちが使用している薬の60%は自然界から採取して作られたものだと言われています。現在確認されている種もしくはまだ発見されていない種が、癌などの病気に対抗できる重要な薬を提供してくれる可能性もあります。人間は、多様な生き物のおかげで、水や空気を始め、様々な食料や産業に必要な原料を得ることができるのです。多様性が失われることは、私たちの命や人間の存在そのものが脅かされることになることから、「生物多様性」は生命の豊かさを表すキーワードとも言えます。

～生物多様性～

生物多様性とは、身近な動物や植物から人間を含む、全ての生きものの「個性」と「つながり」を意味するものです。「個性」とは、同じ種類の生きものでも個体の色や大きさなどの遺伝的な違いや、育ってきた環境に違いがあることです。「つながり」とは、食物連鎖における食う・食われる関係など、生物の相互作用や生態系の連続性を表しています。

生物多様性にかかわる国際的な理解や保護、利用に関する取り決めに示した生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の変異性と定義し、「遺伝子（種内）」「種（種間）」「生態系」の3つのレベルでの多様性があるとしています。

遺伝子（種内）の多様性

同じ生物種内のグループでも地域によって形態や生態が異なるなど遺伝子による違いがあることです。

種（種間）の多様性

ある地域に植物、哺乳類、鳥類など様々な種類の生物が生息・生育していることです。

生態系の多様性

河川、クリーク、農地、干潟、樹林地などの様々なタイプの生態系が、ある特定の地域に特徴をもって存在することです。

それぞれの地域で、その土地の歴史に培われた多様性やその場所に特有の生物の種・個性・生態系を保全することが、生物多様性の保全・維持につながります。

～生物多様性の恵み(生態系サービス)～

生物多様性の恵み（生態系サービス）とは、人間が生きていくために必要で役に立つ自然の恩恵のことです。生態系サービスは、全ての生命の生存「基盤」（大気・水・土壌など）を形成・維持し、食料・燃料・木材などを「供給」し、空気や水の浄化、洪水の防止などの「調整」を行い、料理・文学・音楽などの「文化」を育むものです。

～生物多様性の危機～

- 「人間活動や開発など人が引き起こす影響要因」により、生物多様性に影響を及ぼしています。珍しい生物の乱獲や盗掘による種の減少や絶滅などの直接的な影響、開発行為による生物の生息・生育空間の縮小、消失などの間接的な影響を引き起こしています。
- 生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、「自然に対する人間の働きかけが縮小撤退すること」により、生物多様性に影響を及ぼしています。自然に対する人間の働きかけが弱まることによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化が起きています。また、適正な管理がされていないシカ、イノシシ等が分布を拡大し、農林業被害や生態系への影響が発生するなど様々な問題を引き起こしています。
- 「外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたもの」により、生物多様性に影響を及ぼしています。ブラックバスなどの外来種による在来の生物の捕食、生息・生育場所やエサを巡る競合、近縁種との交雑による遺伝的な攪乱をもたらすなど地域固有の生態系を攪乱しています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、生態系に影響を与えるおそれがあります。

『 生物多様性基本法との関わり 』

～生物多様性基本法とは～

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律として、議員立法により平成 20 年 5 月 28 日に成立、6 月 6 日に公布された。「環境基本法」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。

生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、これまで生物多様性条約に定められた締約国の義務に則り閣議決定等により三次にわたり策定されてきた「**生物多様性国家戦略**」が、法律に基づく戦略として位置付けられた。同時に、「**生物多様性地域戦略**」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれている（第 13 条）。「基本的施策」の中では、「事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進（第 25 条）」として、いわゆる戦略的環境アセスメントの推進のための措置を国が講ずることが明記されたことが特筆される。

～生物多様性地域戦略～

「生物多様性基本法」第 13 条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略（以下「**地域戦略**」という）を策定するよう努めることとされている。

地域戦略に記載すべき事項は以下のとおりであり、策定した地域戦略を公表するとともに環境大臣に写しを送付することとされている。

- ① 生物多様性地域戦略の『**対象とする区域**』
- ② 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する『**目標**』
- ③ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき『**施策**』
- ④ 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「生物多様性基本法」第 13 条の規定に基づく生物多様性地域戦略の要件と本戦略の対応

生物多様性地域戦略の要件	本戦略における記載
生物多様性地域戦略の『 対象とする区域 』	佐賀県全域
当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する『 目標 』	3つの目標（p39）
生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき『 施策 』	4つの基本方針（p40）
前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	(3)施策の方向（p47）

(1) 現況

生物種

<植物>

- ・佐賀県内では、大陸系の植物、南方系の植物、南日本固有の植物、北方系の植物など約2,200種が確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅のおそれのある種として種子植物403種、シダ植物72種、地衣類7種、菌類13種を選定しています。条例による移入規制種としてイタチハギ、オオカナダモなど18種を指定しています。
- ・黒髪山には全国的に希少なカネコシダの自生地や固有種であるクロカミラン、クロカミシライトソウなどの貴重な植物が生育しています。
- ・檜原湿原にはサギソウ、トキソウなどの湿地性植物、ミツガシワ、シズイなどの九州には稀な寒冷地分布植物が生育しています。
- ・唐津市、伊万里市などの里山草原は、昔から継続してきた地域住民による維持管理により、キキョウ、ノヒメユリなどの希少な草原性植物が生育しています。
- ・佐賀平野のクリークにはヒシモドキ、アサザ、オニバスなどの多種多様な水草が生育しています。
- ・玄海地区の沿岸域には、アラメ、クロメ、モク類などの海藻類やアマモ等の海草が分布しており、希少種のコアマモやウミヒルモも確認されています。
- ・有明海沿岸には大陸系のシチメンソウ、ハママツナ、日本固有種であるヒロハマツナ、ウラギクなどの塩生植物が生育しています。

<動物>

- ・佐賀県内では、ほ乳類は約30種が確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてヤマネ、カヤネズミなど11種を選定しています。条例による移入規制種としてヌートリア、アライグマなど4種を指定しています。
- ・鳥類は約340種以上が確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてナベヅル、マナヅルなど58種を選定しています。平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された東よか干潟や肥前鹿島干潟にはクロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の絶滅危惧種をはじめ、シギ、チドリ類等多くの渡り鳥の中継地及び越冬地となっています。条例による移入規制種に指定されている種はありません。
- ・両生類・は虫類は約30種が確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてアカウミガメ、カスミサンショウウオなど12種を選定しています。条例による移入規制種としてミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)など3種を指定しています。
- ・昆虫類は全県下に多種確認されています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてゲンゴロウ、タガメ、ベッコウトンボなど80種を選定しています。脊振山地や多良岳にはキリシマドリシジミ、スギタニルリシジミ等の山地性の貴重な昆虫が生息しています。条例による移入規制種に指定されている種はありません。
- ・淡水魚類は約100種が確認されています。河川ではカワムツ、タカハヤなどが、ため池やクリークではメダカ、フナ、ドジョウなどが生息しています。そのうち佐賀県では、絶滅危惧種としてアカザ、アリアケヒメシラウオ、ニッポンバラタナゴなど21種を選定しています。条例による移入規制種としてオオクチバス、カダヤシ、ブルーギルなど7種を指定しています。
- ・海域の絶滅危惧種として、有明海にはムツゴロウやワラスボ等の魚類、アゲマキガイ等

の貝類やミドリシャミセンガイ等の腕足類、シオマネキ等の甲殻類、伊万里湾には生きた化石といわれるカプトガニ等が生息・繁殖しています。

生息・生育環境

< 森林 >

本県の森林は、森林率が46%で全国平均(67%)と比べても低くなっており、貴重な緑資源として存在します。また、全森林面積に対する人工林面積の割合が66%と全国平均の41%と比べても非常に高くなっており、自然度の高い樹林地等は、非常に貴重な自然環境資源として存在します。森林は水源かん養や県土の保全、大気の浄化、二酸化炭素の吸収等の機能を有し、連続した樹林地は生物の生息・生育場所として良好な条件を備えています。

- ・ 中部～東部地域：脊振山頂から九千部山にかけてブナ、ミズナラ、アカガシ等の自然林が分布(脊振・北山県立自然公園、生物多様性重要地域「脊振山系」)
- ・ 北部地域：虹の松原(特別名勝に指定)
- ・ 西部地域：黒髪山・青螺山には貴重なカネコシダの自生地(黒髪山県立自然公園、生物多様性重要地域「黒髪山系及び周辺」)、国見山・烏帽子岳にはシイ、カシ等の自然林が分布
- ・ 南部地域：多良山地の多良岳・経ヶ岳山頂付近にはモミ、ツガやヒメシャラ等の自然林が分布(多良岳県立自然公園、生物多様性重要地域「経ヶ岳及びその周辺」)

< 農地 >

本県の農地は水田が主であり、平野部では全国有数の穀倉地佐賀平野があり、山間部では数多くの棚田が分布しています。この棚田の中には、日本の棚田百選に選定された棚田もあります。水田は貯水池としての保水機能、洪水調節機能、土砂流出の抑制など、災害の未然防止や環境保全機能を有し、里地里山は生物の生息場所として良好な条件を備えています。

- ・ 中部地域：佐賀平野、江里山の棚田、西の谷の棚田など
- ・ 東部地域：佐賀平野など
- ・ 北部地域：蕨野の棚田、大浦の棚田、浜野浦の棚田など
- ・ 西部地域：岳の棚田など
- ・ 南部地域：佐賀平野など

< 水辺環境 >

本県は、有明海と玄界灘という二つの海と大小多数の河川、湖沼、湿原、平野部のクリークなど、多種多様な水環境を有しています。田園地帯から市街地にかけて同様の魚類相を呈しており、水環境の連続性や水質が保持されていることを示唆しています。また、檜原湿原や干潟を有する有明海は、生物の多様性を育む場として良好な条件を備えています。

- ・ 中部地域：有明海、クリーク、河川など
- ・ 東部地域：クリーク、河川など
- ・ 北部地域：玄界灘、島嶼部、檜原湿原、河川など
- ・ 西部地域：伊万里湾、河川など
- ・ 南部地域：有明海、クリーク、河川など

利用環境（生態系サービス）

- ・自然とのふれあいは、私たちに「やすらぎ」や「うるおい」を与え、豊かな心を育むことができます。これは自然に対する理解や自然への感謝、敬意の心を深めることにつながり、県民のニーズは今後ますます高まるものと考えられます。
- ・本県では、優れた自然の風景地の保全と利用の増進を図るための自然公園として、玄海国立公園及び黒髪山、多良岳、天山、八幡岳、脊振・北山、川上・金立の 6 つの県立自然公園が指定されており、県有面積に対するその割合は 11%（全国 35%）となっています。
- ・また、檜原湿原と多良岳山頂部付近は、特に優れた自然環境を有する地域として「県自然環境保全地域」に指定され、保全されています。その他にも生物多様性上、優れた生態系を有する地域として生物多様性重要地域を 10 地域選定しており、それぞれの地域の保全・啓発活動を推進しています。

（2）課題

佐賀県では、すでに 41 種の野生動植物が絶滅しており、その他にも佐賀県版レッドデータブック（以下、「レッドデータブック」という。）に選定されている 715 種（絶滅種を除く）を始めとする多くの野生動植物が、絶滅の危険性を有しています。野生動植物の絶滅、減少が進むことによって種の多様性は低下し、生物多様性は損なわれていく一方で

生物多様性に対して大きな影響を及ぼすものとして、「乱獲や開発など人が引き起こす」もの、「自然に対する人間の働きかけが縮小撤退する」もの、「人為的に持ち込まれた」もの、さらに「地球温暖化」による影響があります。

「乱獲や開発など人が引き起こす」ものの例

樹林地の林床（湿潤で薄暗い環境）に生育する植物では、観賞用や販売用としての過剰な採取や、道路事業・宅地整備などの開発による生育地の消失・改変あるいは樹林地の伐採による生育地の乾燥化・高照度化などに影響を受けています。

「自然に対する人間の働きかけが縮小撤退する」ものの例

農業従事者の減少や高齢化、生活様式の変化（薪炭材から化石燃料に）等により、人の営みによって維持されてきた棚田やクヌギ・コナラなどの二次林が放置されるようになり、里地里山の荒廃が進み、生態系の変化を招いています。

「人為的に持ち込まれた」ものの例

オオクチバス等による在来魚の捕食、オオキンケイギク、ナガエツルノゲイトウ等による在来植生の駆逐、ニッポンバラタナゴとタイリクバラタナゴ等（近縁種）の交雑による遺伝的な攪乱など外来種による影響を強く受け、絶滅の危機にさらされる動植物が近年多くなっています。

「地球温暖化」による影響の例

地球温暖化は、温室効果ガスなどの影響により、かつてないスピードで進行しています。温暖化による環境変化のスピードの速さに順応できない在来の野生動植物は、絶滅の恐れがあると言われてしています。このまま地球温暖化が進んで気温が現在より 4 上がると、最大で全ての生き物の 40% が絶滅すると言われてしています。

生物多様性の保全には、その恩恵を受けている人、すなわち県民全てが主体的に取り組んでいかなければなりません。しかし、生物多様性の保全に対する理解、重要性、意義などは県民に普及・啓発が進んでおらず、共有認識は低い状況にあります。県民すべてが主体的に取り組んでいくためには、県民の普及啓発とともに、多くの人が生物多様性の保全に係っていく仕組み・体制を築いていく必要があります。

(3) 施策の方向

情報の集約による現状把握

野生動植物の生息・生育情報を集約するシステムづくり

冬季に飛来してくるガン・カモ類の飛来調査、森林に生息するキジ・ヤマドリの出合い調査、有明海沿岸のシギ・チドリ類の生息調査など、環境省で行う自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 などの調査、外来種の分布調査及び各種公共事業における環境調査などの結果をとりまとめ、データベースを充実します。

「佐賀県版レッドデータブック」の改訂に資する調査の実施

絶滅危惧種の野生動植物の生息・生育状況について、県内の研究団体等の協力を得ながら、調査に適した時期に継続的な調査を実施することで、レッドデータブック改訂の基礎資料の収集とともに、環境の改変状況の把握など絶滅のリスク回避に活用可能な情報の集約を行います。

保全・維持が必要な種の選定

保全・維持が必要な野生動植物種の選定

県内各地の環境調査の情報集約の結果と科学的知見を用いて、野生動植物の生息・生育種の数・分布域の増減に関する解析を行い、レッドデータブックの定義に則り、絶滅の危機に瀕している種、絶滅の危険が増大している種、存続基盤が脆弱な種などを選定し、レッドデータブック（レッドリスト）を定期的に改訂します。

生息・生育環境の保全・再生・創出

保全の推進

野生動植物の生息・生育環境が影響を受けることを回避するため、法律や条例による制度などを用いて、生物多様性の保全を推進します。

- ・レッドデータブック（レッドリスト）に選定された種などで、特に絶滅の危機に瀕している絶滅危惧 類種については、種を指定し、捕獲・採取の禁止などの規制を行います。
- ・人の手がほとんど加わっておらず、将来に向けて保全すべき地域については、野生動植物の重要な生息・生育環境となることが多いことから、日ごろの管理行為等を除き人為的な改変を極力避け、保全を行っていきます。また、豊かな自然環境を代表する傑出した風景地である自然公園についても、生物多様性の保全を視野に入れた区域の再検討を行います。
- ・分布域が局所的で生息・生育数が極めて少なく、絶滅に瀕している種（伊万里湾のカブトガニなど）は、地域との協働により保護増殖活動などに取り組んでいきます。
- ・重要な野生鳥獣の生息地や渡り鳥の渡来地などは、鳥獣保護区として指定し、生息

地の保全を図ります。

- ・ 知事意見を求められる環境影響評価の対象事業では、レッドデータブック(レッドリスト)掲載種を始めとする野生動植物や地域の生態系に対して、適切な保全措置が実施されるよう助言・指導を行います。
- ・ 自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック(レッドリスト)掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業を実施します。
- ・ 種及び生態系の攪乱を引き起こす外来種については、県内における生息・生育状況や生態系への被害状況の把握に努め、法に基づく防除活動などを推進します。
- ・ 野生鳥獣が極端に増加することなどにより、農林作物等へ被害が発生している区域については、有害鳥獣捕獲等による防除を実施し、適正な管理に努めます。
- ・ 公共工事等の実施に伴う緑化に当たっては、外来種や遺伝的かく乱を招く近縁種を用いないよう留意し、地域の生態系の維持に努めます。

再生・創出の推進

野生動植物やその生息・生育環境が、人の活動により受けた影響を低減・代償するため、消失・減少した環境の再生・創出を行います。

- ・ 山間部では、林業の低迷などにより、ほとんど手入れをされず放置された森林を対象に県や市町等の公的関与による間伐や針広混交林化などの整備を行うことで、公益的機能の高い森林に再生します。
また、間伐材を有効活用した紙(九州間伐紙)の県内での調達や、県が行う公共施設・公共工事において、率先して県産木材の利用推進を図ります。さらに、ムクボード等の新しい建築資材や木質バイオマス燃料等の新たな分野への多角的な利用を推進します。
- ・ 里地里山では、荒廃が進んでいることから、クヌギ・コナラなど二次林の森林ボランティアによる維持・管理、農地の市民農園化など県民の自然体験等の場として活用や地域住民等による棚田保全活動の推進などにより、里地里山の再生を図ります。
- ・ 檜原湿原では、湿地環境の劣化が懸念されることから、ある程度の人為的関与により順応的管理を用いて劣化要因の改善(湿地周辺林の除伐など)を行い、湿地環境を再生します。
- ・ 河川では、水辺の生態系や景観に配慮し、瀬・淵・ワンドの創出等の多自然川づくりを行い、水辺環境を再生・創出します。
- ・ 化学肥料や化学合成農薬の使用の削減にできるだけ努めることで環境への負荷の低減を図るとともに、動植物に配慮した圃場整備や用排水施設にワンドや素掘りのバイパス水路を残すなどして、良好な野生動植物の生息・生育環境を保全します。
- ・ 都市部では、既存の緑地(社寺林、川辺林など)保全と緑陰道路や川辺林の整備による緑のつながり〔緑の回廊〕、身近な水環境(河川、クリーク、ため池等と周辺植生)の保全と連結〔水の回廊〕を実行することで、野生動植物の生息・生育環境を再生・創出します。
- ・ 松葉の堆積により下草や広葉樹が侵入するなど、虹の松原の景観が変貌しつつある

- ことから、定期的な松葉かき、下草刈り、広葉樹の伐採を行い、松原を再生・保全します。
- ・ 海では、ゴミ回収、一斉清掃による環境保全、底質改善などによる漁場の環境改善、適正な養殖管理と環境対策などに取り組むとともに、県民や事業者などが一体となって河川や海への負荷を減らすなど、山、川、平野、海にわたる総合的な環境保全の取組を進めることで、有明海や玄界灘を豊かな海として再生します。

針広混交林化 針葉樹と広葉樹の混じり合った森林にすること
 ムクポート 住宅の床や壁に使用される材 又は天井の板を接着させたボード

普及と活用

生物多様性上重要な生態系を有する地域の保全の支援

- ・ 県内の生物多様性上重要な生態系を有する地域を選定し（10地域）、これらの地域への来訪者や地域住民が、生物多様性の保全のために豊かな自然環境の重要性を理解・認識し、生物多様性保全に対する県民の保護意識が向上するよう普及・啓発を行います。

生物多様性の普及

- ・ レッドデータブック（レッドリスト）に選定された県内の絶滅危惧種に関する県内の生息・生育実態とその取扱いや配慮について情報を発信し、県民（自然保護監視員など）の参加を得ながら、保護意識の啓発や保全活動を推進します。
- ・ 野鳥の会や佐賀植物友の会、佐賀自然史研究会等の研究団体や自然保護団体などが行っている自然観察会などでは、現地を確認される野生動植物の生息・生育状況や生態系を保全することの重要性などについて情報が発信されています。このような情報に子供たちが触れ、自分たちで生物多様性について考える機会を増やすことで、生物多様性への関心や保全への理解を高めていきます。
- ・ 問題を引き起こしている有害鳥獣や外来種の県内の生息・生育実態とそれにより引き起こされている問題について情報発信を行うことで、生物多様性への理解や保全活動への参加を促します。
- ・ 外来種の栽培・飼育に関するリスク（拡散や逃亡・放流などにより種及び生態系に対して加害者となること）について情報発信を行うことで、外来種の安易な栽培・飼育の抑制を促します。
- ・ 同種であってもまったく別の地域から持ち込んだ個体は、遺伝的に異なる種であり、多様性の保全の観点から見れば外来種と同じ位置付けにあります。このような遺伝子攪乱に関するリスクについて情報発信を行うことで、別の地域からの安易な種の持ち込みを防止します。

県民による生物多様性の保全と活用

- ・ 森林の整備・保全活動については、CSOや森林ボランティアなどが企画・立案段階から参画し、維持・管理まで一貫して取り組める仕組みづくりを推進します。
- ・ また、ボランティア団体や地域住民の森林・緑づくり活動を支援・推進するとともに、「緑の少年団」の育成及び活動の強化を図ります。
- ・ 里地里山については、自然体験等の場としてクヌギ・コナラ等の二次林の樹林管理、

棚田等の農地利用、農業用ため池の池干しなどの県民参加による実施、維持・管理等の取組を推進します。

- ・ 山間部と平坦地域の交流・提携を図り、市民農園、棚田保全ボランティアなど、県民参加による農地の利用・管理等の取組を推進します。
- ・ 陸域では県民協働による豊かで多様な森林づくり、清掃活動、ゴミの減量、汚濁負荷の削減などにより陸域から海域への負荷を削減するとともに、海域では県民協働による海岸・海域のゴミ回収、一斉清掃などを行うことで、流域全体での環境保全活動の取組を推進します。
- ・ 水辺空間の整備については、親水性の高い緩傾斜護岸、階段護岸等を用いた整備構想から維持管理までを地域住民の参加による県民協働で進め、自然環境が豊かで人が水やそこに生息・生育する生物に触れて、親しめる水辺空間の再生・創出を推進します。
- ・ 森林公園、河畔公園、干潟公園など身近な緑や水とふれあえる場については、動植物が生息・生育可能な環境を整備し、生物多様性に触れる機会の増加を図ります。
- ・ 玄海国定公園内の鏡山地区や立神岩地区（唐津市）などでは、公園整備を行い、生物多様性の恵みに触れる・親しむ場の拠点となるような活用を推進します。また、虹の松原では、自然とふれあいながら松葉かきや除草などを行うボランティアによる保全活動を推進します。

[指標]

環境指標	現況（H26）	目標
生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会等の実施回数	15回	25回以上(H30)
森林整備面積 H24年度からの累計	11,352ha	31,800ha(H30)
森林ボランティア活動者数	9,842人	10,800人(H30)
クリーク護岸の整備延長 累計	905km	1,140km(H30)
クリークの護岸整備による間伐材等の利用量 累計	34.5千m ³	77.7千m ³ (H30)

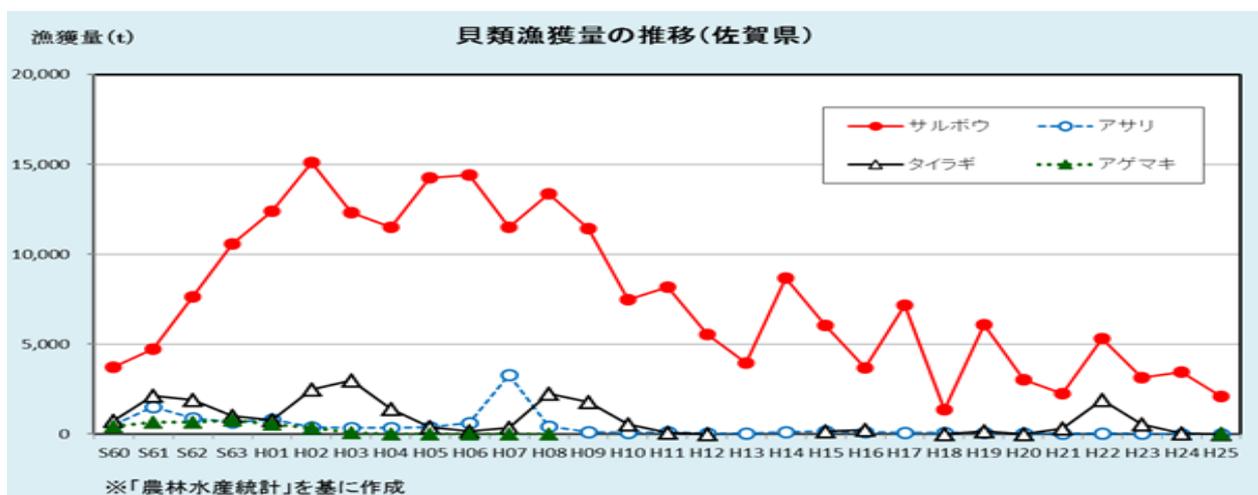
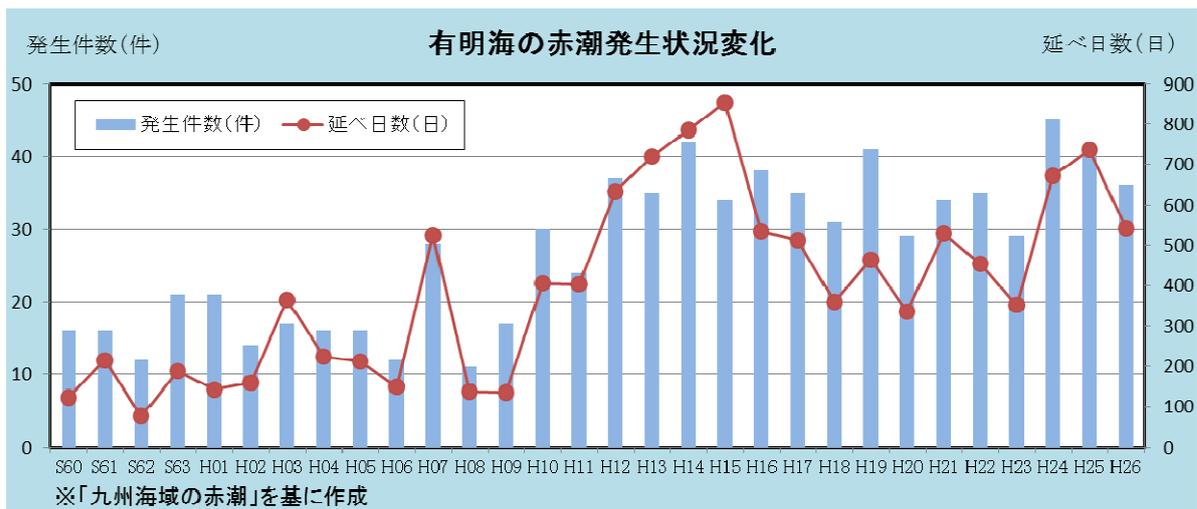
2. 有明海の再生

「有明海・八代海等を再生するための特別措置に関する法律」の規定により策定した「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づき、有明海の海域環境の保全、改善に努めます。

また、有明海再生に関する環境保全活動を行う団体等への支援や関係機関との協働により、啓発活動の一層の充実を図り、有明海再生の機運を高めていきます。

(1) 現況

- ・有明海は、佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県の4県で囲まれた、面積約1,700 km²の内海で、大小100を超える河川（佐賀県では筑後川、嘉瀬川、六角川、塩田川など）が流入しています。
- ・また、最大6 mにも達する日本一の干満差を有し、干潮時には全国の干潟面積の約4割（約188 km²）に当たる干潟が5～7 km沖まで広がる平均水深20mの遠浅の海です。
- ・近年、有明海では、海水の流れの変化、赤潮の多発、底質の悪化（細粒化）、貧酸素水塊の発生など海域環境が悪化しています。その結果、タイラギ、アゲマキ、アサリなどの貝類漁獲量は激減しています。



(2) 課題

近年、有明海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等、海域環境が悪化していることから、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育の場として重要な干潟を良好な状態で保全していく必要があります。

これまでの調査研究から貧酸素水塊の発生機構や流動の変化の要因など部分的には多くのことが解明されてきましたが、有明海を再生するためには、環境変化の根本的な仕組みの定量的な解明を行っていく必要があります。

併せて、新たな研究成果等を踏まえた再生策の検討や関係者の連携の強化など、有明海再生に向けた取組をより一層推進していくことが求められています。

また、有明海を再生するためには行政や漁業者など関係者の取組だけではなく、流域で生活する住民や事業者などと一体となって、山から海にわたる環境保全活動の取組を一層推進することが必要です。

(3) 施策の方向

原因究明のための調査研究等の推進、再生策の検討

有明海の環境変化の原因究明の一つとして、早期の開門調査の実施を国に求めていくとともに、関係機関との協働により、有明海再生に向けた調査研究等を推進します。また、得られた成果を踏まえ、再生策を検討します。

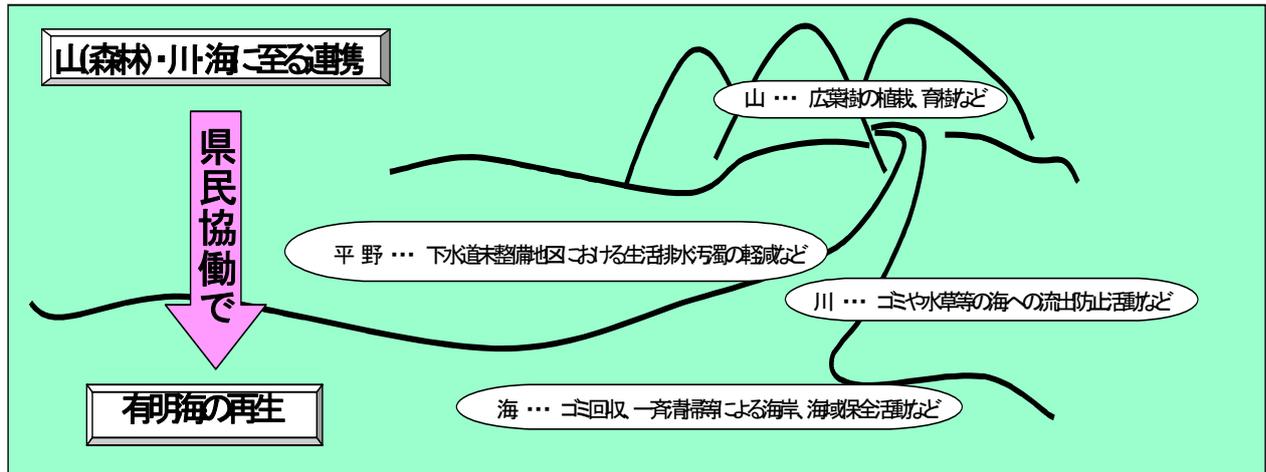
有明海再生に関する佐賀県計画の推進

「有明海再生に関する佐賀県計画」に基づき、海底耕耘等による漁場環境の改善、森林の整備、生活排水処理施設の整備、工場及び事業場に対する排水処理対策の指導等を実施します。

有明海再生のための環境保全活動の推進

有明海をかつての豊かな海として再生し、県民の貴重な財産として後代に継承していくためには、行政や漁業者など関係者の取組のみならず、有明海に注ぐ河川流域で生活する県民あげての山、川、平野、海にわたる総合的な環境保全の取組が不可欠です。

そこで、有明海再生の機運を高めるため、啓発活動の一層の充実を図り、県民の有明海に対する関心や理解を深め、環境保全活動等への積極的な参加を促進します。



〔指標〕

環境指標	現況（H26）	目標
有明海における貝類の漁獲量（暦年）	2,200 t	4,000 t（H30）
山、海等での有明海再生に寄与する活動への参加者数	8,295 人	8,600 人（H30）

3. 地域環境の保全と再生

美しく豊かな県土の保全、水源のかん養、大気保全、自然とのふれあい、景観形成、生物多様性の維持などにつながる様々な公益的機能を持つ森林を含んだ山や、個性豊かな川、豊穡の海と、今まで培ってきたクリーク、棚田、ため池、里山など農村環境の保全の取組を進めます。

(1) 現況

（森林・農地等）

- ・森林は、水源のかん養や県土の保全、土砂災害の防止などのほか、地球温暖化防止など多面的機能を有しており、さらには、景観や生物多様性への期待も高まってきています。一方で、木材価格の長期低迷や林業担い手の不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届かなくなることにより荒廃した森林が増加し、森林の多面的な機能の低下が懸念されるところです。県では、今後の森林づくりの基本方針となる「新しい佐賀の森林づくりビジョン」を平成23年度に一部見直し、平成24年度から10年間で「100万本の広葉樹植栽」と「5万haの森林整備」を目標とする「こだまの森林（もり）づくり」に取り組んでいます。また、平成25年度に継続された森林環境税（第2期目）を活用し、荒廃した森林の再生に取り組み、県民協働による森林・緑づくりを推進しているところです。
- ・里地里山の自然環境は、「二次的自然」と呼ばれ、そこに生息する生物は、季節を通じて繰り返される農耕や暮らしの営みと密接な関わりをもっています。このため、河

川や水路のコンクリート化や林地開発、人口減少などに伴う自然に対する人間の働きかけの縮小などにより生態系は大きく影響を受けます。

- ・農地、特に水田は、貯水池としての保水機能、洪水調節機能、土砂流出の抑制など、災害の未然防止や環境保全機能を有し、里地・里山は生物の生息場所としても良好な条件を備えています。
- ・農村地域は、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下、あるいは、農業用施設の老朽化など、様々な問題を抱えています。このような中、「多面的機能支払」により、農家、非農家、自治会等で構成される新たな活動組織を結成し、農業用施設の維持保全活動や景観形成活動に取り組み、生き活きと活動を実施している地域がみられますが、一方で本支払の取組がなされていない地域もあります。

多面的機能支払 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的とした制度

(水辺環境)

- ・本県は、有明海と玄界灘という二つの海と多数の河川、湖沼、平野部のクリークなど、多種多様な水環境を有しています。
- ・佐賀平野に網目状に配置されている中小の河川とクリーク水路は、魚やカエルなど生物の生息域であると同時に移動経路となっています。水域への生活排水などの流入による水質悪化は、水域の生態系に少なからず影響を与えています。
- ・都市部の河川やクリークでは、経済性や機能性を優先したコンクリート護岸などの改修工事が進められてきたこともあり、本来生育・生息している動植物にとって、良好な環境ではなくなってきました。
- ・本県の海岸では、梅雨前線や台風による豪雨により、河川から流出する葦屑等が海岸に漂着しており、景観、自然環境、水産資源等への影響が懸念されています。
- ・県北部の海岸では、海外由来と思われるごみ(ポリタンク等)の漂着も問題となっています。

(2) 課題

(自然環境の回復と保全)

これまでの社会資本整備は、利便性や効率性などを追求してきたため、生態系や景観などに大きな影響を与えてきました。しかし、人間が自然から享受してきた恵みを引き続き享受するためには、自然との共生を考えた社会資本の整備を進めるとともに、低平地緑化や水質保全対策など自然環境の回復を目的とした施策を講じていく必要があります。

(協働活動の推進)

自然に与える影響には、生活様式の変化によるものもあります。例えば、農家は、クリークの埋没を防止するため、集落で協力して泥土を浚渫し水田に入れていました。農村の混住化等に伴う集落機能の低下等に伴い、水質保全にも寄与するこのような活動が衰退しつつあります。

地域の自然や生態系の保全のためには、地域住民、CSO、行政等が参加した、各種保全活動を積極的に推進することも重要です。

(自然に対する人間の働きかけの縮小による影響への対応)

耕作放棄地の増大や林業活動の停滞など、自然に対する人間の働きかけの縮小が生態系に影響を与えることもあります。また、最近では、野生鳥獣による農林業への被害のほか、生息域の拡大等による生活環境被害もみられるようになってきています。このため、地方公共団体による森林の管理や県民協働による森林の保全、地域・住民が連携した耕作放棄地や鳥獣害の防止対策等、地域の自然的・社会的特性に応じた効果的な保全・管理の仕組みづくりを進めていく必要があります。

(3) 施策の方向

多様な森林(もり)・緑づくり

水源のかん養や生物多様性の確保、大気の浄化、二酸化炭素の吸収など森林の持つ様々な公益的機能を高めるため、山から川・海まで流域全体の保全を踏まえた多様な森林づくりを進めていきます。

公的関与による森林整備の推進

ほとんど手入れをされず放置された森林については、多面的機能の著しい低下や林地の崩壊などが懸念されるため、森林環境税を活用し、県や市町等の公的関与による整備を行っていきます。

針広混交林化の推進

間伐・下刈り等の適切な森林整備や複層林への誘導、広葉樹の植栽などによる針広混交林化を推進します。

多様な手法を活用した森林整備の促進

森林環境税の活用や緑の基金との連携などにより、森林ボランティア活動を支援し、活動の裾野の拡大を図ります。

緑化の推進

緑の拠点整備など、「うるおい」と「やすらぎ」を感じる平坦地の緑づくりを進めます。

複層林 樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠(樹木上部の枝葉が茂っている部分)が何層にも分かれている森林

農地の保全と活用

佐賀平野などの田園風景を保全し、貴重な動植物の生息・生育地である自然環境の維持保全を図ります。

県土・環境の保全や水源のかん養、農山村の美しい原風景の形成など多面的機能を有する中山間地域の農地については、耕作放棄地の増加を防止するとともに、市民農園や棚田保全ボランティアなど県民参加による利用・管理を進めます。

環境保全機能を維持する農地の保全

農地の持つ洪水調節機能、地すべり防止機能、歴史的文化的価値、景観・保養空間の形成など、多面的な環境機能に配慮しつつ、一体的な保全を図ります。

多面的機能支払制度の活用

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が取り組む農地、水路等の保全を図る共同活動（農道や水路の草刈り、生き物調査など）を支援します。

県民意識の醸成・県民参加による農地保全

農業・農村の持つ役割や保全活動の重要性の理解を図るため広報・普及啓発を行うとともに、田んぼの生き物調査や棚田の見学などを実施します。また、棚田保全ボランティアなど県民参加による利用・管理を進めます。

野生鳥獣対策

野生鳥獣が極端に増加することなどにより、農林作物等へ被害が発生している区域については、有害鳥獣捕獲等による個体数調整を実施し、適正な管理に努めます。

水と緑のネットワーク

主要河川を地域の自然環境軸として保全し、山間部・市街地・海域を結ぶ河川環境を活かした水と緑のネットワークを形成します。環境に適合した河川改修の必要性から、今後とも、河川整備については、多自然川づくりを基本としていきます。

多自然川づくりの推進

治水上の安全性を十分確保しながら、瀬、淵などを復元し、水辺の生態系や景観など自然環境に配慮した、うるおいとやすらぎのある川づくりを推進します。

地域住民が主体となった川づくりの推進

住民主体のワークショップにより、水辺整備の構想から維持管理まで地域住民の参加を進め、自然環境が豊かで真に親しめる水辺空間の創出を図る川づくりを進めます。

農地等の防災保全（農地の防災対策、水と土の保全）

災害を未然に防止するため、低平地においては湛水防止や洪水調整機能の強化などの地盤沈下対策及びクリークの護岸整備を進めます。また、山間山麓においては、老朽ため池の整備、地すべり対策及び森林の保全のための治山治水対策を重点的に進めます。県営のクリークの護岸整備については、木柵による護岸整備に努めます。

県産木材を利用したクリーク整備

整備計画を策定し、関係市町民による維持管理を含めたクリークに対する理解を図りながら、クリークの護岸整備を推進します。その際、県営事業においては、木柵による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用と生態系の維持に努めます。

干潟・海岸域などの保全

豊かな生態系を有する有明海の干潟の環境保全と再生への支援を図りながら、親水空間

などを整備します。また、玄界灘沿岸の自然環境保全と優れた景観の維持のために、風致地区制度などを活用し、カブトガニなど多様な海域生物が生息する伊万里湾一帯などの環境の保全も図ります。地域の実情に応じ、海岸管理者等において、関係者との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。

海岸漂着物対策

海岸漂着ごみの円滑な処理と発生抑制の取組を進めるため「佐賀県海岸漂着物対策推進協議会」を設置しており、地域の実情に応じ、海岸漂着物対策を重点的に推進する地域やその内容、関係者の役割分担や相互協力に関する事項などを定めた、海岸漂着物対策を推進するための計画（地域計画）を策定するなど、関係者との連携を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。

[指標]

環境指標	現況（H26）	目標
森林整備面積（再掲） H24年度からの累計	11,352ha	31,800ha(H30)
クリーク護岸の整備延長(再掲) 累計	905km	1,140km(H30)
クリークの護岸整備による間伐材等の利用量（再掲） 累計	34.5 千m ³	77.7 千m ³ （H30）

4．自然環境の利活用

本県の生物多様性上重要な生態系を有する地域を活用した普及・啓発や、野鳥の会や佐賀植物友の会、佐賀自然史研究会等の研究団体や自然保護団体などが行っている自然観察会などを活用して、生物多様性への関心を高め、環境保全への理解を深めていきます。

また、農山漁村地域が持つ豊かな自然環境や景観などの地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムの働きかけ、林業や森林について学習する体験イベントなどを通じて、都市農村交流を推進し、環境保全などについての関心を高めます。

さらに、自然資産を活用した魅力ある地域づくりが進むよう、地域資源磨き上げの取組支援、情報発信、人材育成（観光の担い手育成含む）などを行います。

グリーン・ツーリズム 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

(1) 現況

- ・ 本県では、優れた自然の風景地の保全と利用の増進を図るため、自然公園として、玄海国定公園及び黒髪山、多良岳、天山、八幡岳、脊振・北山、川上・金立の6つの県立自然公園が指定されており、県有面積に対するその割合は11%（全国35%）となっています。また、生物多様性上、優れた生態系を有する地域として生物多様性重要地域を10地域選定、それぞれの地域の保全・啓発活動を推進しています。
- ・ 県内の豊かな自然資産を活用した行事・イベントとして、ガタリンピック、バルーンフェスタ、九州オルレ、七山滝のぼり、ホタルウォーク、離島における交流イベント等が実施されています。
- ・ 近年の生活様式や価値観の多様化に伴い、都市住民の間で自然志向やふるさと志向が高まり、その地域ならではの食や自然など、農業・農村との触れ合いを通じた「いやし」を求める動きが広がっています。一方、農村では、このような都市住民との交流による地域活性化への期待が高まっています。
- ・ 里地里山の自然環境は、「二次的自然」と呼ばれ、そこに生息する生物は、季節を通じて繰り返される農耕や暮らしの営みと密接な関わりをもっています。このため、河川や水路のコンクリート化や林地開発、人口減少などに伴う自然に対する人間の働きかけの縮小などにより生態系は大きく影響を受けます。

(2) 課題

- ・ 生物多様性の保全に対する理解、重要性、意義などは県民に普及・啓発が進んでおらず、共有認識は低い状況にあります。
- ・ 自然資産を活用し、今日まで継承・継続してきた行事やイベントなどに加え、国内外からの観光客を増加させるための仕掛けづくりと、そのために必要となる地域における「観光の担い手」育成などを行う必要があります。
- ・ 都市農村交流については、現在、実践者等で構成する推進団体が5団体設立され、受入体制づくりや情報発信が行われていますが、今後は、推進団体の連携等による一層の受入体制の充実・強化が求められています。
- ・ 県と市町が一体となって、地域づくりに取り組む人材の育成及び気運の醸成を図っていくことが必要です。
- ・ 離島や過疎地域においては、経済的、社会的条件の厳しさから、他地域に比べ若年層の流出や高齢化が進んだ状況にありますが、一方で、こうした地域は豊かな自然資産等に恵まれており、こうした地域資源を活かした地域づくりが求められています。
- ・ 農業従事者の減少や高齢化、生活様式の変化（薪炭材から化石燃料に）等により、人の営みによって維持されてきた棚田やクヌギ・コナラなどの二次林が放置されるようになり、里地里山の荒廃が進み、生態系の変化を招いています。

(3) 施策の方向

生物多様性の活用

県内のラムサール条約登録湿地を含む生物多様性上重要な生態系を有する地域(10地域)への来訪者や地域住民が、生物多様性の保全のために自然環境の重要性を理解・認識し、

生物多様性保全に対する県民の保護意識が向上するよう、これらの地域を活用した普及・啓発を行います。

野鳥の会や佐賀植物友の会、佐賀自然史研究会等の研究団体や自然保護団体などが行っている自然観察会などを活用して、生物多様性について考える機会を増やすことで、生物多様性への関心や保全への理解を高めていきます。

地域資源の利活用

農地、森林等の活用

農業・農村が持つ豊かな自然環境や景観などの地域資源を活かした都市農村交流を推進するため、次の取組を行います。

- ・農村の魅力アップを図るための取組への支援
- ・農村部への交流人口の拡大を図るための、福岡都市圏等の消費者等に対するグリーン・ツーリズムの働きかけ

また、森林の整備・保全活動については、CSOや森林ボランティアなどが企画・立案段階から参画し、維持・管理まで一貫して取り組める仕組みづくりを推進するとともに、林業試験場において林業や森林について学習する「小さな森の体験隊」などの体験イベントを行います。

自然資産を活用した魅力ある地域づくり

環境と経済の統合的向上に向けて、自然資産等の地域資源を活かした魅力ある地域づくりが進むよう市町と連携して取り組みます。

また、自然資産等の地域資源を守ることで、県内に訪れた観光客が、佐賀県の自然を満喫するなど観光地としての魅力が高まり、佐賀県の認知度が上がるよう、地域資源磨き上げの取組支援、情報発信、人材育成（観光の担い手育成含む）を行います。

[指標]

環境指標	現況（H26）	目標
生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会等の実施回数（再掲）	15回	25回以上（H30）
森林ボランティア活動者数（再掲）	9,842人	10,800人（H30）

第5節 環境を考えて行動する人づくり

施策の展開方向

本県のよりよい環境づくりを促進するため、県民全体の意識向上や取組の推進を担う人材の育成、地域や事業所等での主体的な活動を推進するとともに、家庭、CSO、学校、事業者そして行政が相互に協力して取組の輪が大きく広がるよう、県民協働による各主体のネットワーク化等推進体制づくりを進めます。

1. 環境教育・環境学習等の推進

環境教育・環境学習の機会提供や、普及啓発を通じて環境を考えて行動する人づくりを推進します。

(1) 現況

- ・川遊びのような河川等の水辺に触れる機会が減少し、河川等有する自然環境や生息する多様な生物への認識や自然の怖さなどについて理解が低下しています。
- ・環境月間に行う美化活動や佐賀県環境サポーター派遣事業での自然観察会、環境保全学習会など、県民運動推進会議を通じ、様々な環境保全意識の普及・啓発を図っています。
- ・学校教育においては、環境副読本や環境学習プログラム、エコチャレンジシートを活用しています。
- ・「佐賀県環境教育等基本方針及び行動計画」を策定し、佐賀県の環境教育の方向性を示すとともに、目標の達成のために具体的な指標を設定しています。
- ・学習指導要領には、学校教育の活動全体を通して、持続可能な社会の構築のために、環境教育に関する学習内容の一層の充実を図ることとされています。
- ・環境学習については、CSOが行う講座や行政主催の出前講座等、各主体が機会づくりに取り組んでいます。

エコチャレンジシート 家庭で節電や節水など身近な地球温暖化防止につながる取組を、楽しく実践できる記録シート。県内の小学4年生を対象に夏休み、冬休みの年2回作成・配布している。

(2) 課題

- ・環境教育は、人生における各段階（ライフステージ）に応じて家庭や地域、職場などあらゆる場所で、様々な環境教育の取組を行うことが重要です。
- ・学校における環境教育にとどまらず、家庭、地域、事業所等が連携して、あらゆる年代に環境学習の機会と場所を提供していくことが必要です。
- ・自然環境を活用した「体験学習」や「身近な自然とのふれあい」を通じ、自らが環境保全について関心を持ち、行動につなげるための主体性を育てていくことが必要です。
- ・環境教育に携わる様々な人材を育成し、各主体による協働取組を進めるためのネットワークの構築が必要です。
- ・環境教育に関わる内容の教材研究及び教材開発のために必要な環境に関する情報が簡

単に入手できるような情報基盤の整備・充実が必要です。

(3) 施策の方向

幼児期からはじめる環境教育の推進

- ・幼児期から「もったいない」、「物を大切に使う」などの環境意識を育むため、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育プログラムに、楽しく、自然に学び、体験できる体系的な環境教育のプログラムを導入するための支援を行います。
- ・子どもにも分かりやすい言葉で普及啓発等を行い、いつも環境を考えて行動する人づくりを推進します。
- ・学校においては、学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、地球温暖化防止や森林保全、新エネルギー利用等の学習に取り組みます。

県民に開かれた環境学習の機会の提供と活用

- ・豊かな自然や地域の中での体験的な学習の機会を設定し、田畑、小川、公園等を生きた教材として活用するなどの工夫を行います。
- ・こどもエコクラブや緑の少年団、地域のボランティア活動など、学校外の環境保全活動への積極的な参加を呼びかけます。
- ・家庭における省エネルギーやごみの分別等を呼びかけ、家庭の中で大人が行動で示す環境をつくります。
- ・社会教育施設における講座や学習会の充実を図るとともに、市民団体等が行う環境保全活動を広く紹介し、県民に参加の機会を提供します。
- ・エコアクション21等の環境マネジメントシステムやグリーン購入など、環境に関する情報を提供し、地域や事業所が行う環境保全活動や住民・従業員等への環境教育を支援します。
- ・各種メディアやホームページを活用し、環境教育に関する情報を提供するとともに、県民からの環境教育に関する相談等に適切に対応します。
- ・年齢や環境への関心の程度等に応じた教材や学習プログラム、啓発資料を作成、活用することにより、県民の環境に関する正しい理解を促進します。
- ・県の環境部局やCSOが連携して、環境教育プログラム等の効果的な活用を図ります。

環境について教えることができる人材の育成と活用

指導者の育成

- ・環境教育に関する教職員の研修等により、学校における環境教育の一層の充実を図ります。
- ・地域や事業所等における各種講座や研修会の開催に際し、環境サポーターや地球温暖化防止活動推進員等、専門的な知識を持った環境教育の指導者を育成し、積極的な活用を図ります。

人材の活用

- ・CSOや企業の環境教育担当者等、地域で環境活動を実践している人材との連携を図ります。

2. 各主体のネットワークによる環境への取組の推進

持続可能な社会の実現に向けて、県民、CSO、事業者、行政等が連携・協働し、環境を考えて行動する地域社会の構築を目指します。

(1) 現況

- ・平成26年度に佐賀県が実施した「佐賀県くらしの実感調査」において、環境（地球、自然、生活など）を守る取組についての実感を調査したところ、環境を守る取組が進んでいると「思う」と答えた人の割合は40.2%で、「思わない」の34.2%を上回りました。これは、平成22年度に実施した調査と比べて「思う」と答えた人の割合が4.3ポイント上昇しており、環境を守る取組は進んでいると思われます。
- ・佐賀県の豊かでうるおいのある環境を保全し、環境負荷の少ない持続可能な社会を創るため、温暖化県民運動推進会議と連携し、地球温暖化対策に関する情報提供、普及啓発活動などを推進しています。また、県では、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点となる「佐賀県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、連携して地球温暖化対策の啓発などに取り組んでいます。

(2) 課題

県民、CSO、事業者、行政等の日常生活や社会活動において、環境への負荷を低減させるための実践的な活動への積極的な参加を推進するとともに、これを当たり前のこととして定着させるための措置を行うことが必要です。

県、市町は、自ら率先して環境保全に向けた取組を行うほか、県民運動推進会議等と連携しながら情報の提供、活動の場の整備、ネットワークづくり等を推進することが必要です。

(3) 施策の方向

県民・CSOの環境保全活動の推進とネットワーク化の推進

環境学習やリサイクル、緑化の推進などの環境保全活動への積極的な参加を支援するとともに、県民運動推進会議等と連携し、普及啓発、環境学習の機会の提供、ネットワーク形成の促進等を図ります。

環境保全のための実践活動に対する支援

県民運動推進会議を通じ、CSO等が行う研修や環境学習への助成、幼稚園や小中学校への環境サポーターの派遣など、環境保全活動等への支援を行います。

環境意識の普及・啓発

ホームページや、各種研修会等の実施を通じ、環境意識の普及啓発に努めます。

CSO活動基盤の強化

CSOを担う人材の更なるスキル向上のためのセミナーの開催等、CSOの活動基盤の強化に資する支援を行います。

CSOのネットワーク拡大

地球温暖化防止活動推進センターや県民運動推進会議と連携して、市町、企業・団体、CSO等のネットワークの拡大に努めます。

環境保全活動の功労・功績者の顕彰

県民運動推進会議で、環境保全活動に功労・功績のあった県民・団体を表彰します。

事業者の自主的活動の推進

事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境マネジメント、製品のライフサイクルアセスメント（LCA）など自主的・積極的な活動に対する支援を行うとともに、近年、急速に発展の傾向を見せている環境保全に関する事業活動（環境ビジネス）や、事業者の社会的責任（CSR）への取組を促進します。

環境対応融資制度等の利用促進

省エネ機器や設備の導入に対する制度融資の利用を促進します。

環境・エネルギーに関する研究開発の支援

エネルギー関連分野の研究会を産官学金の連携により実施します。

環境保全活動の功労・功績者の顕彰

県民運動推進会議で、環境保全活動に功労・功績のあった企業を表彰します。

県・市町の環境保全率先行動の推進

県は、自らが事業者あるいは消費者としての立場にもあり、行政として率先して環境保全行動に取り組むとともに、情報提供等を通じて市町の率先行動を支援します。

県の率先行動計画の実施

県は、自ら率先して地球温暖化対策や循環型社会づくりへの取組を進めるため、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」、「県有施設の低炭素化に向けた整備方針」等を策定、これに基づき、事務・事業に伴う温室効果ガスを削減するとともに、グリーン購入の推進等の各種取組を行います。

LCA（Life Cycle Assessment）とは、ある製品が製造、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのすべての段階を通して、環境にどんな影響を与えたのかを評価する方法のこと

LCAを導入することによって、企業にとっては環境負荷の低減と同時に、生産や設計の合理化が進み、リサイクル性の向上など経済的、経営的なメリットがある。

産官学金 産業界，国や地方自治体，大学や研究機関，金融機関の総称

[指標]

環境指標	現況（H26）	目標
本県において環境を守る取組が進んでいると思う割合	40.2%	50%（H32）

平成26年度「佐賀県くらしの実感調査」

第6節 環境を考えた地域づくり

施策の展開方向

環境を考えた地域づくりを進めるため、制度、体制等を充実させます。いつでも誰でも、環境の状況や推移、先端的な環境の知識など必要な環境情報を得ることができる社会、環境に関することについて安心して暮らせる社会、各主体が自主的によりよい環境を実現する取組を行うことが当たり前になる社会に向けたしくみづくりを推進します。

また、様々な産業においては、廃棄物の再利用など環境負荷の低減を図ることにより、環境と経済の統合的向上を促進します。緑化の推進、地域のシンボルとなっている歴史的建造物、美しい景観の保全と創出に努めるとともに、くらしや移動において環境負荷が低減されるまちづくり、交通体系づくりに取り組みます。

1. 環境情報の充実と発信

いつでも誰でも知りたい環境情報を手に入れることができるようなしくみづくりを行います。

(1) 現況

大気や水質などの測定結果や環境保全の取組状況について、毎年環境白書を発行するとともに、インターネット等を用いて広く情報提供を行っています。特に、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に関することなど、県民の安全・安心に関する情報については、リアルタイムでの情報更新を行っています。

また、有明海に関する情報については、調査研究を推進するため、関係機関との協働により、基礎的データ及び研究成果等をデータベース化し、情報を提供するシステムを構築しています。

(2) 課題

- ・環境保全施策を科学的・総合的に推進するため、地域の環境に関する情報を一元的に管理し、総合的な解析を行うことができる環境情報の整備が求められています。また、誰もが今日の環境問題について理解を深め、環境保全に取り組むためには、収集整備した環境情報をわかりやすく提供する必要があります。
- ・環境白書をはじめとした環境情報の提供について、今後とも内容の一層の充実を図るとともにインターネットなど県民・CSOにとって身近な媒体による情報の提供を図っていくこと、過去からの暦年データを参照しやすい形で提供を図っていくことなどが必要です。
- ・環境モニタリングや環境に関連する調査研究は、環境目標の達成状況や大気、水質など様々な環境物質の解析や将来予測のために、また、環境影響評価の基礎資料として不可欠です。また、地球環境問題への対応、生物多様性の確保、長期的な環境リスクの評価などの分野において知見の集積などを進めるための調査研究の推進が求められています。
- ・県では、環境センターにおいて大気汚染の常時監視をはじめ、酸性雨の観測やPM2.5

に関する調査研究、水質汚濁に関する分析などを行っています。

- ・近年の環境問題の広がりに対応するため、今後とも環境モニタリングを実施するとともに、メカニズムや影響など未解明な点が多い有害化学物質などに関する調査研究を充実していくことが必要です。
- ・また、県の試験研究機関相互の連携や、国や大学など他の研究機関との連携を図ることも重要です。
- ・福島第一原子力発電所の事故の発生により、一般環境中に放射性物質が放出されたことから、環境放射能モニタリングの強化を行っており、今後の状況に応じ、対応の検討を行う必要があります。

(3) 施策の方向

環境情報の体系的な整備・提供

環境の保全に関する基礎的データのモニタリング等を基に、収集した情報を体系的に解析・評価し、県民、事業者などが、必要な環境情報を入手できるよう、環境白書やホームページ等により分かりやすく提供します。

監視・観測の充実

環境の状況を的確に把握し、評価できるよう、大気環境常時監視テレメーターシステムなどによる監視・観測の充実、強化に努めます。また、環境汚染事故に迅速に対応できるよう、市町や関係機関との連携の強化に努めます。

調査研究の推進

県環境センターや県衛生薬業センターの機能充実を図るとともに、各研究機関のネットワーク化を進め、大学や研究機関、企業、CSOとの連携を図り、共同調査研究の取組を推進します。

2. 危機管理体制の充実

くらしや健康への影響を伴う環境分野の危機事象の発生に際し、柔軟で迅速な対応が取れる体制を確立します。

また、東日本大震災を教訓として防災・減災の視点からの環境対策の推進を図ります。

(1) 現況

- ・光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起をはじめとした環境分野の危機事象が発生した場合の対策については、それぞれ必要な対策が講じられ、体制がとられています。
- ・光化学オキシダント情報など環境分野の安全・安心情報については、インターネット等で公開し県民が誰でも知ることができます。

(2) 課題

- ・危機事象が複数重なった場合や想定外の事例が起こった場合の対応まで含め、組織体制、ネットワーク、機器整備等の体制について状況に応じて見直していくことが重要です。
- ・現在提供している環境の情報について、県民に必要な安全・安心情報として必要なところに届くよう、複数の伝達手段を設ける必要があります。
- ・これまで蓄積してきた環境の危機事象への対応に関する経験や知識を体系立てて、研修などにより組織的に人材が育つ体制の確立が必要です。

(3) 施策の方向

危機管理体制の構築

危機事象の把握

環境に関する危機事象の把握を行います。環境分野の新たな危機事象が見込まれる場合は、必要に応じて迅速に対応策を行うこととします。

環境に関する危機事象の公表

現在行っている環境情報の提供を継続するとともに、環境に関する危機事象について、公表を行います。

人材育成・ネットワーク体制の構築

平常時のモニタリングが確実にこなせることが危機管理体制の基本となります。平常時のモニタリングを通じて、人材が育つ体制の充実を図ります。

また、平常時から市町、都道府県、国、大学など関係機関とは、共同調査などを実施して情報・問題点を共有するなど繋がりを強化するよう努めていきます。

3. 多様な環境保全の手法の活用

今日の多様な環境問題に対して、従来の規制的手法の適切な運用を行うとともに、経済的メリットの付与等による誘導的手法、環境影響評価のような予防的・予見的手法など、多様な手法を組み合わせ、環境行政の積極的な展開を図ります。

(1) 現況

今日の環境問題は、原因や発生源の特定が比較的容易であったかつての産業型公害から、自動車の排出ガス、生活排水等による河川の汚濁などの都市・生活型公害や、地球温暖化など地球規模の問題が中心となっています。これらの環境問題は、原因と影響との関係が複雑化してきたことなどにより、直接的な規制という手法のみでは十分な効果が期待できなくなっています。

(2) 課題

- ・今日の環境問題に対応するためには、従来の規制的手法の適切な運用を行うとともに、

経済的メリットの付与等による誘導的手法、環境影響評価のような予防的・予見的手法など、多様な手法を組み合わせ、適切に活用していく必要があります。

- ・省エネ改修等による温室効果ガス削減効果や、森林の二酸化炭素吸収固定効果等をクレジット化して市場でやりとりするという新たな取組（Jクレジット制度）にも注目し、県内事業者等の更なる環境対策の推進につなげることも重要です。
- ・ニーズに対応した課題解決手法が選択しやすいよう、環境保全等に関する制度周知の充実を図る必要があります。

（3）施策の方向

規制的手法の推進

環境に関する法令等に基づく規制、指導を行います。また、新たな法規制等が行われる場合は、制度の事前周知に努めます。

誘導的手法の推進

産業廃棄物税を活用した助成制度等により、事業者が自らの活動による環境への負荷を低減していくよう誘導する施策を推進します。

また、表彰など環境保全における功績に報いる制度の活用も図っていきます。

事業者の環境対策に対する助成

事業者の環境対策を効果的に支援するため、融資・助成制度の充実や民間助成などの情報の積極的な提供に努めます。循環型社会の形成の推進に向けた取組については、産業廃棄物税の税収を活用した施策、助成を実施します。

顕彰・認定制度等の推進

県民や事業者等による環境保全活動を多様な視点で評価する顕彰・認定制度を活用し、自主的な環境保全活動を広く紹介していきます。

地域の環境特性に応じた誘導的手法の推進

環境の保全と創造の条例に基づき、事業者に対し、地域の特性に応じた環境負荷の低減に関する計画の策定、環境保全協定の締結等の指導を行うとともに、「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムを進めるため、情報提供に努めます。また、国が主導する「J-クレジット制度」などを広く周知し、温暖化対策を促進します。

予防的・予見的手法の推進

環境影響評価制度の運用

大規模な開発事業等の実施に当たっては、あらかじめ環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果に基づき適正な配慮を行う環境影響評価が重要です。「環境影響評価法」及び「佐賀県環境影響評価条例」の適切な運用により、事業の実施による環境への負荷の回避、低減を図ります。

運用に当たっては、環境問題等に関する最新の情報を事業者が行う評価に反映させるため、必要に応じて技術指針等の更新を行います。

開発行為等に対する指導

一定の規模以上の開発行為等が行われるに際しては、関連する規制法令を所管する関係機関と調整を図り、必要に応じて事業者等への指導・助言を行います。

公共事業における事業部門と環境部門との事前協議

県が実施する公共工事等の際、事前に絶滅危惧種の動植物の生息状況をチェックし、専門家の検討を経て必要な保全・保護対策を講じます。

環境問題による被害の救済措置の推進

環境問題によって生じる公害苦情や公害紛争については公正で丁寧な対応に努めます。

公害苦情の状況調査

県及び市町での苦情処理状況の実態を調査し、公表していきます。

公害審査会の開催

公害紛争処理法に基づき公害審査会を開催し、あっせん、調停、仲裁を適切に実施し、又は公害等調整委員会への連携を図り、適正な解決を図ります。

環境に関する制度の周知

環境に関する各種の規制や様々な助成等の情報を周知し、県民や、CSO、事業者等の利便性向上を図り、よりよい環境の実現を促進します。

4．環境関連・環境負荷の少ない産業の振興

< 農林水産業 >

環境保全型や省資源型の農水産業の取組を推進します。

水源のかん養や地球温暖化の防止など森林の公益的機能を発揮し続けられるよう、森林資源の循環利用を推進します。

(1) 現況

- ・農業生産活動は、環境・国土・景観の保全や洪水調節等人々の暮らしにとって重要な公益的・多面的機能を発揮しています。また、消費者の食の安全への関心の高まりもあり、農業を将来にわたって持続可能なものとしていくために、化学肥料や農薬等をできるだけ使用を抑えていく環境保全型農業を進めているところであり、引き続き、こうした取組を進めていくことが求められています。

さらに21世紀に入り、資源・エネルギー、食料の世界的な争奪等、様々な問題が生じており、農水産業生産資材の国際的な需給変動の影響を受けにくい経営体質への転換が求められています。

- ・県内の森林は、戦後植林されたスギやヒノキの人工林が多く、人工林率は67%と全国で最も高くなっています。また、森林の齢級構成は、伐採時期に達した8齢級以上(36年生以上)の森林が全体の約8割を占めており、森林資源は充実しつつあることからその利活用が求められています。

- ・主に生産振興や地域経済活性化を目的として地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組は、一方で輸送に伴うエネルギーをできるだけ減らし、環境に対する負荷を軽減する観点からも注目されています。

(2) 課題

- ・環境保全型農業や省資源型農水産業の取組拡大を図っていくためには、これまで進めてきた有機農産物や特別栽培農産物、エコ農産物の生産や、新しい品種や技術の導入、さらには、堆肥や麦わら、水産加工物残渣など地域の有機物資源の有効活用などの取組を一層進めていく必要があります。
- ・品質の確かな製材品を安定的に供給できる体制を定着させるとともに、県民に対する木の良さについての理解促進を図りながら、県内の森林から生産される木材について、民間住宅や公共的施設等の建築用材をはじめ、ムクボードや木質バイオマス燃料など新たな分野における多様な利用を推進し、需要拡大を図ることが必要です。

年齢級：樹木を林齢によって分けた階級。1年齢級の幅は5か年

(3) 施策の方向

環境保全型・省資源型農水産業の取組拡大

環境への負荷を低減した農業や水産業を推進します。

環境保全型・省資源型農業の推進

環境負荷の低減にもつなげる有機農産物や特別栽培農産物、エコ農産物の生産など、環境保全型農業や、燃料や化学肥料の使用量を抑えることが可能な新技術等の導入など省資源型農業を推進します。

省資源型農業の実証に向けた取組

太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用した農業生産の実証を進めます。

地域の有機物資源の活用促進

麦わらの有効活用や、耕種農家（生産された堆肥を利用する米・麦・大豆及び野菜等の生産農家）が求める良質堆肥の生産・流通の促進に努めます。

生産資材廃棄物の適正処理の推進

農業・水産業における廃プラスチックなどの生産資材廃棄物の排出量の抑制や適正処理を推進します。

森林資源の循環利用の推進

水源のかん養や地球温暖化の防止など公益的機能を発揮し続けられるよう、森林資源の循環利用を推進します。

県産木材の生産拡大

県産木材の生産拡大のため、市町や林業事業者、関係団体と連携することにより、森林施業の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入促進やこれらを実践するための人材の育成・確保を強化し、木材の生産コストの低減を図り間伐材の搬出を推進し

ます。また、育林コストの低減を図りながら、主伐を推進します。

県産木材の需要拡大

県産木材の需要拡大のため、品質の確かな乾燥木材等の安定供給を図り、県産木材の木造住宅や公共建築物への利用拡大を一層推進するとともに、公共工事や新たな分野における利用拡大を推進します。

安全・安心な農水産物の生産・供給、地産地消の推進

主として生産振興や地域経済活性化のために行われる安全・安心な農水産物の生産や、地産地消の取組は、土壌・水質環境の保全、エネルギー消費の抑制など環境的意義も高いことから、積極的な推進を図ります。

安全・安心な農水産物の生産、供給

環境の汚染が発生した場合、農水産物の安全・安心が損なわれる可能性が高いこと、また、農薬使用量の低減や適正使用は環境への負担低減にもつながることから、引き続き、安全・安心な農水産物の生産・供給を進めます。

地産地消の推進

身近なところで消費者が県産農産物を飲食・購入する機会を拡大するため、県産農産物を使ったメニューを提供する飲食店等の情報発信や、農産物直売所や卸売市場の機能の活用などによる県産農産物の供給体制づくりを推進します。

また、学校や病院、福祉施設、食品関係企業など多様な分野における県産農産物の利用拡大を推進します。

< 第二次産業・第三次産業 >

環境ビジネスやリサイクル産業への支援を行います。

(1) 現況

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会構造を実現するためには、産業界の取組が不可欠であり、生産過程における資源の有効活用や省エネの推進、再生可能エネルギーの活用、環境への負荷の少ない新たな製品・技術の開発等が求められています。

(2) 課題

(技術開発)

- ・一部の県内企業で、環境負荷の軽減・省資源化を図るための新製品を開発しており、県においても、酸化チタン光触媒溶液の開発をはじめ、環境負荷の軽減や省資源化に向けた技術開発に取り組み、県内企業に技術を移転しているところです。これらの取組は今後より一層推進していく必要があります。

(環境産業に対する人材育成)

- ・産業技術学院で実施する学卒者・離転職者向けの職業訓練コースにおいて、ハイブリッドや電気自動車など、次世代自動車関連技術にも対応できる人材育成や太陽光発電

設備の設置技術など、新エネルギー普及に必要な人材育成を実施しています。また、個々の企業ニーズに即して「オーダーメイド研修」を実施し、環境関連産業の人材育成にも対応していくこととしています。

- ・職業訓練においては、従事者のスキルアップや新規雇用につなげるため、時代のニーズに応じて、訓練内容について随時見直しを行っていく必要があります。

(3) 施策の方向

ものづくり企業への環境ビジネス支援

県内ものづくり企業が、環境負荷の軽減や省資源化を図る製品や技術の開発を行っていくための支援を行います。

- ・試験研究機関による試験研究、技術相談
- ・企業が行う新技術・新製品の開発、販路開拓への支援(産学官連携、トライアル発注、助成制度など)

職業訓練による環境産業人材の育成

産業技術学院を拠点に、環境関係の技能者育成についても、県内産業界のニーズに基づく在職者のスキルアップ訓練を行うとともに、施設内訓練において優秀な技術技能者の育成を行っていきます。

リサイクル等静脈産業の育成

廃棄物等の発生抑制、循環的利用の促進につながるリサイクル産業への支援を行います。

リサイクル産業の育成・支援

産業廃棄物税を財源とする補助制度により、リサイクル産業の育成・支援を行います。

佐賀県認定リサイクル製品認定制度

県内の事業所が、県内で排出される廃棄物を利用し、製造加工したリサイクル製品の普及とリサイクル産業の育成を図ります。

また、佐賀県公共工事設計基礎単価に「リサイクル認定製品」と表示し、県公共工事における優先利用を進めます。

5. 豊かで潤いのある地域づくり

緑と歴史的文化的資産とのふれあいが保たれた豊かで美しい佐賀らしさのあるまちづくりに努めます。

地域を象徴する歴史的な建造物・町並み、美しい景観を活かした地域の活性化のため市町を通じて地域住民等との協働により歴史的・文化的資産の保存と活用を図ります。

(1) 現況

(緑地・公園・ゆとり空間)

- ・緑は水源のかん養や大気の浄化、防風・防砂などの防災の機能を持つほか、人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる働きも持っており、快適な環境を創造していくための貴重な資源です。
- ・都市の骨格を形成する緑のオープンスペースとしての公園や緑地は、自然とのふれあいの場やスポーツ・レクリエーションの場の提供、さらに、災害時の避難地や騒音の緩衝、大気の浄化など環境保全など多様な機能を有しており、健全で安全な生活環境を確保するために重要なものです。
- ・本県の平成25年度末現在の都市計画区域内人口1人当たり公園面積は11.6㎡であり、全国の都道府県平均値11.4㎡並の水準となっています。
- ・人口減少や経済情勢の変化などにより、都市部はもとより農村地域においても、「地域の営みそのもの」である地域固有の美しい景観が損なわれる場合も考えられます。
- ・市街地部においては、道路の整備にあわせて植栽による緑化を進めてきています。
- ・街路の整備においては、ユニバーサルデザインに基づき誰もが快適に利用できる空間づくりを進めています。

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、障害等の身体的能力、言葉や文化の違いにかかわらず、すべての人にとって、できるだけ利用可能であるように、最初から考えて、製品・建物・環境・サービス・制度などを設計・計画するという考え方

(佐賀らしい美しい景観づくり・歴史的・文化的遺産の保存と活用)

- ・「佐賀県美しい景観づくり基本方針」策定(H17.3)をはじめ、景観に関する方針や条例の制定を行い、佐賀県らしい歴史的建造物や美しい景観を呈する地区に対する支援を行っています。
- ・本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、名護屋城跡などの遺跡をはじめ、職人町や商家町、港町の名残をとどめる町並み、有田町、伊万里市、唐津市などの窯跡、優れた景観を持つ棚田など、多くの歴史的・文化的資源に恵まれています。

(空き家)

- ・近年、空き家は増加傾向にあり、管理不十分な場合は、倒壊の危険や治安、景観などの生活環境悪化の原因となります。

(2) 課題

(緑化・公園・ゆとり空間)

- ・身近に利用できる公園の整備促進とバリアフリー対策や施設の老朽化に対応するために、既存公園の計画的な再整備を図る必要があります。そのためには、市町と一体となって、適正な整備と維持・保全を計画的に推進していく必要があります。
- ・地域固有の美しい景観を、人々の心に残る佐賀の原風景として守り育て、活用することにより、生活空間や観光資源としての魅力を高めていくとともに、良好な景観の保全や創造に関する気運を盛り上げていく必要があります。

(佐賀らしい美しい景観づくり・歴史的・文化的遺産の保存と活用)

- ・地域の自然や歴史的な町並みの景観、建造物を保存・活用することによって、佐賀県らしい美しい景観が守り育てられ、県民が地域に誇りと愛着を持ちながら暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・多様で個性的なまちなみや田園景観など佐賀県らしい美しい景観を保全し、後世へ引継ぐためには、まず、県民一人一人が身近にある景観の魅力に気づくことが大切です。また、このような美しい景観を維持していくためには、リーダー育成やノウハウの蓄積、地域に沿った景観づくりのしくみや体制を考えていく必要があります。公共事業に関しては、事業そのものや周辺への景観への配慮が求められ、設計者や施工者等関係者の景観配慮や、維持管理の方法について充分検討していく必要があります。
- ・歴史や文化を一体的に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、周辺環境との調和を図りながら、歴史的・文化的遺産や自然景観の保全と活用に努めます。
- ・県では、平成17年度より、地域のシンボルとなっている歴史的に貴重な建造物や景観が美しい地区を、22世紀に残す佐賀県遺産に認定し、現在（H26年度末）14市町において43件を認定しています。景観資源をより多く次世代へ引き継ぐため、認定件数を増やししていく必要があります。

(空き家)

- ・住民が、安心して住み続けられるような心地良い地域づくりのため、空き家対策を進める必要があります。

(3) 施策の方向

緑化の推進とゆとり空間の創造

公園・緑地、街路樹などの体系的な配置や整備による緑の保全・整備とともに、広場などの確保によるゆとり空間の整備を進めていきます。

なお、整備にあたっては、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。

公園、緑地の整備、街路樹の植栽推進

- ・都市計画区域などにおいて、人々の憩いの場やレクリエーションの場を提供し、また騒音などの公害の緩和や災害時の避難地となる公園・緑地を計画的に整備します。
- ・市街地の道路整備と合わせて、街路樹の植栽に努めます。

誰でも暮らしやすい生活環境の整備

- ・学校や公共施設、医療、福祉施設等、生活に不可欠な施設の周辺において歩道のユニバーサルデザイン化を進めます。
- ・生活圏における道路の整備や交通安全施設の整備を行い、交通事故の少ない安全な道路環境を広めます。
- ・県管理以外の道路についても、市町と連携を図り、ユニバーサルデザイン化を支援します。

佐賀らしい景観の保全と創造

佐賀らしい歴史や豊かな自然を活かした美しい景観の保全と創出に努めるとともに、良好な景観づくりについて県民へ理解・協力を求めていきます。

公共事業における景観配慮

公共事業の設計、施工に当たっては、まちなみや風景など周囲の景観や地域住民の生活への配慮に努めます。

美しい景観づくり基本方針や基本計画に基づく景観づくりの推進

佐賀の美しい景観を、県民、CSO、事業者と行政が連携しながら、景観の「保全・育成」、「再生」、「創造」、「活用」に取り組んでいきます。

歴史的建造物や美しい景観を呈する地区の保存・活用に対する支援

地域のシンボルとなっている歴史的建造物や美しい景観を呈する地区を22世紀に残す佐賀県遺産として認定し、保存・活用する取組に対し、支援を行っていきます。

美しい景観を活かした農村づくりの推進

農村地域の棚田やクレークなど美しい景観を維持・保全するために、地域住民による保全活動（景観作物の植栽、美化活動など）の維持・拡充を図ります。

屋外広告物の規制・誘導

佐賀県屋外広告物条例及び佐賀県屋外広告物ガイドラインにより、屋外広告物を良好なものへ規制・誘導を行い、美しい景観づくりを推進します。

歴史的・文化的遺産の保存と活用

史跡や名勝等の歴史的・文化的遺産を保存するとともに、景観資源や地域のシンボリックな資源として活用を図ります。

歴史的町並み等の保存と施設整備

重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている有田町有田内山地区、嬉野市塩田津地区、鹿島市浜地区の保存事業を支援するとともに、他の歴史的風致を形成する町並み等の調査を行い、価値が明らかになったものについては、文化財に選定することにより保存に努めます。

史跡・名勝等の文化財の保存と整備

国・県指定の史跡や名勝について文化財としての価値を損なわないよう保存に努め、所有者等が行う保存整備事業の支援を行います。

博物館等の充実

地域の自然や歴史、文化的な特徴などについて理解が深まるよう関連資料を収集し、展示等の充実を図ります。

空き家対策

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法制度の運用や、空き家対策に係る市町の取組への助言・指導など、市町と連携して対策に取り組めます。

[指標]

環境指標	現況 (H26)	目標
都市公園面積	9.7 m ² /人 (H25)	10.4 m ² /人 (H32)
「22世紀に残す佐賀県遺産」の認定数 累計	43 件	50 件 (H30)

都市公園等の開設面積、県民一人当たり面積

(国交省の都市公園データベースにおける数値から算出した独自調査数値)

6. 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり

くらしや移動において環境負荷が低減されるようなまちづくり、交通体系づくりに取り組みます。また、住宅の長寿命化が図られ、環境負荷の低減したくらしを実現するための対策を行います。

(1) 現況

(都市機能)

- ・都市周辺部でショッピングセンターや映画館などの大規模集客施設の立地が進んだことから、都市の中心市街地においては、小売業などを中心に事業所数が減少するとともに、商店街の人通りや居住人口も大幅に減少しているところが多く見受けられます。
- ・消費者ニーズの多様化、購買行動の変化や大規模店舗の郊外立地等に伴い、中心市街地の空洞化、空地や需要を上回る駐車場の増加などの低未利用化が進んでいます。
- ・一方、佐賀市の中心部などでは地価下落を背景に郊外に住んでいた人々が都心の利便性を求めて、都市中心部へ居住地を移す「まちなか回帰」も見られるようになってきました。

(交通)

- ・小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している佐賀県において、道路は県民のくらしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。特に自動車での利用については、平成27年3月末現在の1世帯当たりの自家用乗用車保有台数は約1.5台と、全国平均の約1.1台を大きく上回っており、県民の生活において自動車は重要な移動手段となっています。
- ・運転免許を持たない方などは、公共交通が日常生活を支えています。
- ・本県は平地部が広いと、身近な交通手段として環境負荷低減に有効な自転車の利用が多い地域です。

(住環境)

- ・県内の住宅数は世帯数を上回るなど量的には充足していますが、住宅の質の面では、耐震性を満たさない住宅(約28%)やバリアフリー化未対応(約57%)、省エネ化が図られていない住宅(約83%)が多く存在するなど、未だ不十分な状況にあることに加えて、超高齢社会への対応、低炭素社会、循環型社会の実現など社会的な要請にも

応えることが求められています。

- ・ 県内の住宅の省エネルギー対応については、太陽光発電機器の設置率はトップランナーであるものの、複層ガラス設置率は 17.3%と全国 25.3%に比べて低い状況にあります。(総務省統計局：H25 住宅・土地統計調査)
- ・ 本県の平成 26 年度末の汚水処理人口普及率は 79.9%で、まだ約 2 割の地域では生活排水処理施設が未整備の状況にあります。

(2) 課題

(都市機能)

既存施設の活用と集約型の社会資本整備(まちづくり)

人口密度が低い市街地が郊外に薄く広がっていけば、道路や上下水道等の都市基盤整備やその維持管理に多大な費用がかかり、自治体財政の負担増にもつながります。人口減少社会の到来により、財政負担を軽減させていく上でも、更なる都市機能の集約を図り、既存の社会資本のストックを最大限活用し、集約型の社会資本整備(まちづくり)の推進が求められます。

郊外部の乱開発の規制と都市機能のまちなか回帰(市街地再生)

市街化調整区域や用途地域の定められていない都市計画区域、都市計画区域外において、無秩序に行われる開発を抑制し、計画的な土地利用を進めていく方策が必要となっています。

公共公益施設のまちなか回帰

より一層のまちなか回帰を促すために、都心部における快適な居住環境整備に向けた公共サービスの充実が求められています。病院、学校、福祉施設、文化施設、子育て支援施設、行政施設など公共公益施設のまちなか回帰を進めることで、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを促進し、環境負荷の低減に繋げていくことが必要です。

郊外部の対策

広がった都市からまちなかへと集約が進むと残った郊外部の維持などの問題が残ります。今後、郊外部の対策を検討する必要があります。

住民主体のまちづくりの推進

中心市街地において都市再生を推進するには、土地の複雑な権利関係の調整や低未利用地の集約化が必要であるほか、事業主、地権者等の積極的なまちづくりへの参加・協力が不可欠です。

(交通)

広域幹線道路ネットワーク

小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している佐賀県において、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時性の確保が重要であり、地域にとって、将来の発展の基礎となる広域幹線道路ネットワークの整備が課題となっています。

公共交通の維持・確保

自家用車の普及や少子化の影響などにより、公共交通の維持が困難になってきていることから、移動の実態や地域の実情に応じて、公共交通を維持・確保していく必要があります。

身近な交通手段の確保

路線バス・コミュニティバスは、乗車人数が少数でも大型のバスを走らせているケースがあります。車両の小型化や、デマンド交通の導入などにより、環境負荷の低い運行を行う必要があります。

路線バスへの交通系電子マネーの導入については、乗降時間の短縮に伴いバスのアイドリング時間が短縮され、環境負荷軽減を図ることが可能ですが、導入コストが課題となっており本県内では、一部の事業者の導入にとどまっています。

デマンド交通 電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態システム。システムを活用したデマンド交通とは、IT（情報通信機器）を活用してデータ管理、配車情報通信、運行計画作成などを実施するもの

（住環境）

- ・低炭素社会、循環型社会への対応は、喫緊の社会的要請であるため、住宅についても省エネルギー対応が求められていることから、新たに建築される住宅については、省エネ型住宅が中心となるよう普及促進に取り組む必要があります。
- ・既存住宅については、長く大切に使われ、長寿命化につながるよう省エネ化（エコハウス）やユニバーサルデザイン化など性能の向上を図り、良質な住宅のストックを増やすことが重要です。
- ・生活排水処理施設の整備には、多額の経費と長い整備期間を要することから、各地域に応じた整備手法の検討が必要です。

（3）施策の方向

各拠点に応じた都市機能の集積

小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している本県の地勢など構造的特徴を踏まえ、広域拠点、地域拠点、集落・近隣生活拠点ごとに、既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ、コンパクトに必要な都市機能の集積を図ります。

都市計画

市町村合併に伴う都市計画区域の再編・拡大については、都市計画区域マスタープランおよび市町村マスタープランの策定・見直しなど、将来を見据えた市町の主体的意思によるまちづくり像を、住民等の意見を十分に反映しながら速やかに指定手続きを進めます。

都市計画区域再編後は、「マスタープラン」の目標としているコンパクトなまちづくりを進めるための各種取組を行います。

交通基盤整備

移動において環境負荷が低減されるような交通体系づくりを進めます。自動車交通渋滞緩和によるエネルギー消費抑制・大気保全対策、自転車の利用や、県内主要駅・ターミナル等での交通結節機能強化と公共交通機関の利用促進を図ります。

広域幹線道路ネットワーク整備促進

広域幹線道路ネットワークの整備により、渋滞緩和など交通の円滑化を図ります。

身近な交通手段の確保

デマンド交通については、各市町が導入を検討しやすくするための研修開催や、サポートなどを行い、導入につなげていきます。車両の小型化については、引き続き、補助対象路線への小型車両購入の補助を行うことにより、導入に繋げていきます。

交通系電子マネーについては、事業者との調整を図りつつ、国の補助制度なども活用しながら導入に向けての検討を行います。

歩道や自転車通行空間の整備

歩行者や自転車の道路の利用状況に応じて、歩道や、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を進めます。

駅周辺整備に併せた駐車場・駐輪場の整備

鉄道への乗り換えをスムーズにするため、駅周辺の整備に併せて、必要に応じて駐車場・駐輪場の整備を図ります。

環境負荷低減に向けた住環境対策

エネルギー効率の高い低炭素型住宅の普及、生活排水処理施設整備など環境負荷低減に向けた住環境対策を推進します。

住宅リフォームの環境づくり

既存住宅の耐震化やエコハウスなど住まいの質の向上と適正な維持・管理による長寿命化を図るため、良質な住宅ストックの形成を促進します。

生活排水処理施設整備

「佐賀県生活排水処理構想」に基づき、生活排水処理施設整備に取り組みます。

[指標]

環境指標	現況 (H26)	目標
汚水処理人口普及率 (再掲)	79.9%	87% (H32)

7. 広域的取組 (共同調査研究など)

国や関係団体、他の地方公共団体などの情報交換や連携を行いながら、本県が国際環境協力において適切な役割を果たすことを目指します。

(1) 現況

- ・平成5年度から日韓海峡沿岸環境技術交流事業として、釜山広域市など韓国南岸1市

3道と福岡、長崎、山口、佐賀の4県で共同調査研究を行ってきました。

- ・これまで共同調査研究として、酸性雨調査、普遍的な水質評価手法の確立を図った河川水生生物検定調査、日韓都市間大気汚染比較評価などを実施してきました。

(2) 課題

- ・地球温暖化、オゾン層の破壊、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)など国境を越えて影響を及ぼす環境問題へ対処するためには、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体などと連携し、協力関係を積極的に構築していく必要があります。

(3) 施策の方向

国際的連携の推進

共同研究・共同モニタリングの推進

日韓海峡沿岸環境技術交流事業の一環として、今後も共同研究や共同モニタリングを実施します。

諸外国の活動への協力

JICAボランティア支援事業

開発途上国の多様なニーズに応えていくために、広く県民の国際協力への理解や関心を高め、協力隊参加の促進を図ります。

第 3 章

計画の推進・進行管理

1．推進体制

県における総合的な計画推進

推進に当たり、県では、関係部局の連携のもと本計画の施策を総合的に推進し、県民環境部において進捗状況等の点検、施策の見直し等を行います。

県民協働による総合的な計画推進

また、この計画を実効性のあるものにするためには、県民、CSO、事業者、行政等がそれぞれの立場で協力して行動することが大切であることから、各主体間のネットワークを基礎として、県民みんなでこの計画の総合的な推進に取り組む体制を整備し、本計画の推進を図ります。

広域的連携による計画推進

地球温暖化、光化学オキシダント、海岸漂着物対策など国際的な環境問題に対処するため、必要に応じ、九州各県との連携や政府への働きかけ等を行います。

2．進行管理

進捗状況の点検及び公表

県は、環境指標の動向や施策の実施状況など、この計画の達成状況を点検し、公表します。

環境の状況変化に応じた計画見直し等

環境の状況変化、国の環境政策の動向や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても計画の見直しを行います。

3．財政的措置

この計画に掲げる施策を推進するために、各主体は、民間助成等様々な資金の活用等も含め、必要な財政的措置に努めます。

環境指標（一覧）

指標	現況（H26）	目標
炭素マイレージ制度の参加申込世帯数	766 世帯	1,500 世帯（H30）
夏のエコスタイル宣言事業所数	456 事業所	600 事業所（H30）
二酸化窒素環境基準達成率	100%	100%（H32）
有害大気汚染物質環境基準達成率	100%	100%（H32）
河川環境基準達成率（BOD）	100%	100%（H32）
河川環境基準（生活環境項目） 全水域中のA類型以上の水域数	30/61 水域	38/61 水域（H32）
汚水処理人口普及率	79.9%	87%（H32）
1人1日当たりごみ排出量	884g/人・日（H25）	848g/人・日（H32）
一般廃棄物のリサイクル率	18.6%（H25）	21.9%（H32）
産業廃棄物のリサイクル率	51.0%（H25）	53.0%（H32）
産業廃棄物の最終処分量	72 千 t（H25）	67 千 t（H32）
生物多様性に関する普及啓発を目的とした観察会等の実施回数	15 回	25 回以上（H30）
森林整備面積 H24 年度から累計	11,352ha	31,800ha（H30）
森林ボランティア活動者数	9,842 人	10,800 人（H30）
クリーク護岸の整備延長 累計	905km	1,140km（H30）
クリークの護岸整備による間伐材等の利用量 累計	34.5 千 m ³	77.7 千 m ³ （H30）
有明海における貝類の漁獲量（暦年）	2,200t	4,000t（H30）
山、海での有明海再生に寄与する活動への参加者数	8,295 人	8,600 人（H30）
本県において環境を守る取組が進んでいると思う割合（「佐賀県くらしの実感調査」）	40.2%	50%（H32）
都市公園面積	9.7 m ² /人（H25）	10.4 m ² /人（H32）
「22 世紀に残す佐賀県遺産」の認定数 累計	43 件	50 件（H30）